

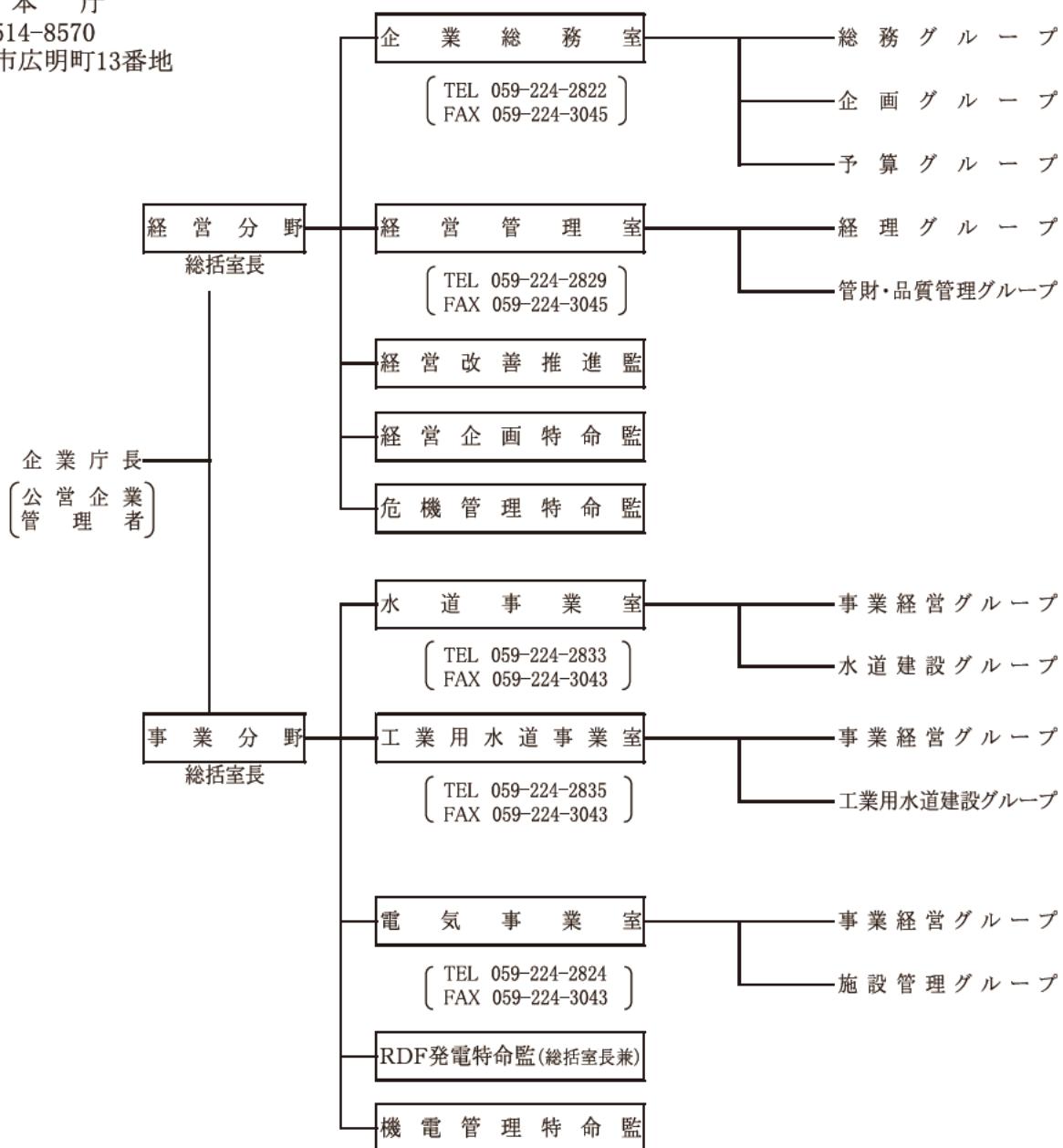
1 三重県企業庁組織

(1) 組織図

① 本 庁

〒514-8570
津市広明町13番地

(平成19年4月1日現在)



(2) 職員配置表 (平成19年4月1日)

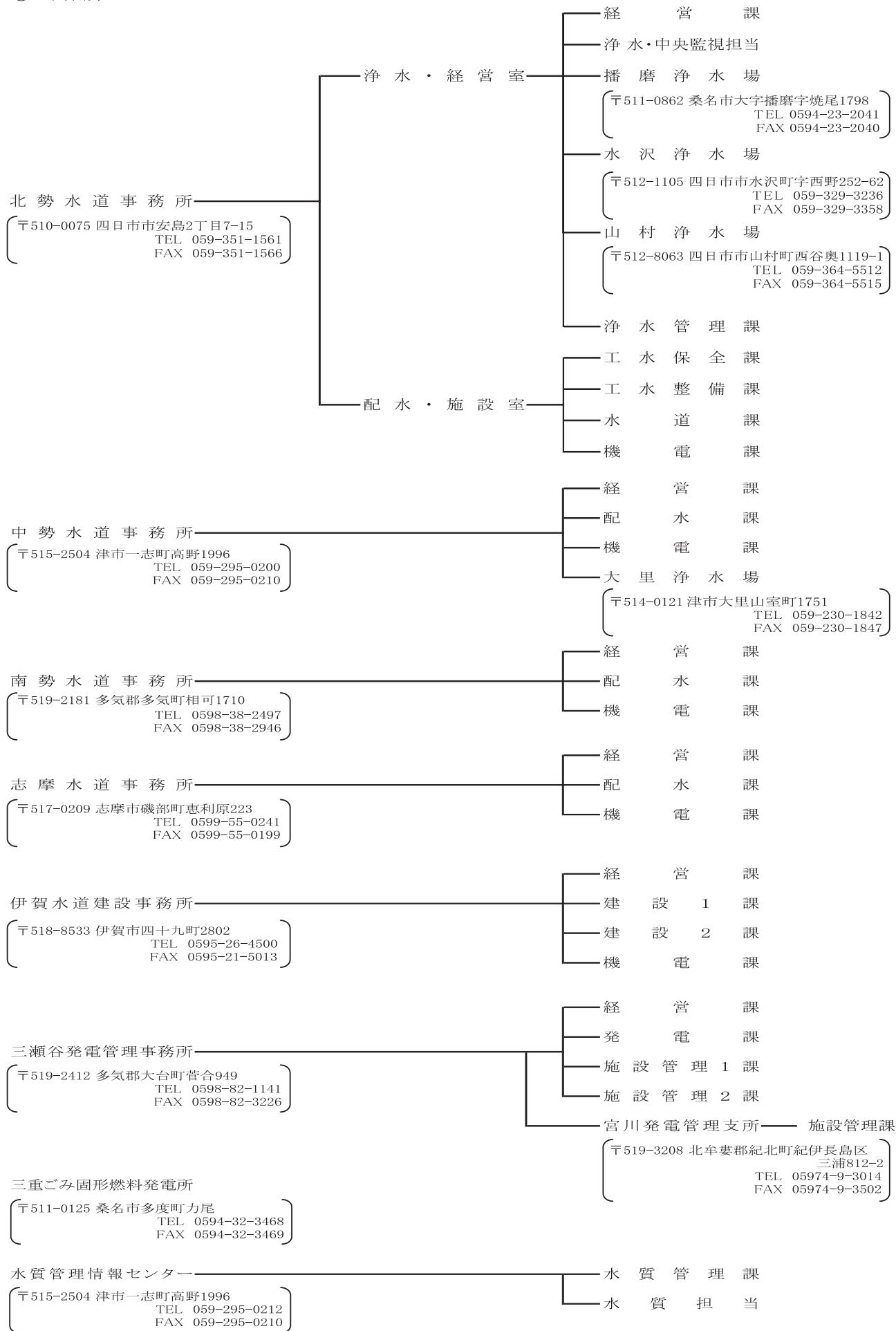
①本庁

区 分	一般職		計 (人)
	事務	技術	
企 業 総 務 室	17	1	18
經 营 管 理 室	11	-	11
水 道 事 業 室	3	14	17
工 業 用 水 道 事 業 室	2	9	11
電 气 事 業 室	3	10	13
小 計	36	34	70

②事業所

区 分	一般職		現業職		計 (人)
	事務	技術	総務 技術員	機械 操作手	
北勢水道事務所	9	52	1	-	62
中勢水道事務所	3	24	1	1	29
南勢水道事務所	2	11	1	-	14
志摩水道事務所	3	16	-	1	20
伊賀水道建設事務所	3	17	-	-	20
三瀬谷発電管理事務所	3	34	1	-	38
三重ごみ固形燃料発電所	1	6	-	-	7
水質管理情報センター	-	12	-	-	12
小 計	24	172	4	2	202
合 計	60	206	4	2	272

② 事業所



2 予算等の概要

(1) 平成19年度当初予算

① 予算編成にあたっての基本的な考え方

企業庁は、ISO9001品質マネジメントシステムを活用し、水と電気の「安全・安心・安定」供給を基本方針に、顧客や県民のニーズに応え、効率的で安定した事業運営を引き続き行ってまいります。

平成19年度は、知事から示された企業庁のあり方に対する基本的な方向づけを具体的に進めていくための「企業庁長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」を策定するとともに、耐震化対策などの長期的展望にたった施設改良等の計画的な推進及び伊賀広域水道建設事業などの目標達成に向けた施設整備の着実な推進を図ります。また、地球温暖化対策などの環境の保全・再生等に資する取組を積極的に進めます。

平成19年度当初予算の事業別内訳

(単位：千円)

事業名	年度	収益的収入 (A)	収益的支出 (B)	収益的収支 (A)-(B)	資本的収入 (C)	資本的支出 (D)	資本的収支 (C)-(D)
水道	18	11,811,322	10,771,363	1,039,959	13,928,182	19,670,120	△5,741,938
	19	11,751,635	10,433,518	1,318,117	11,748,248	17,391,501	△5,643,253
	対前年比	99.5%	96.9%	126.7%	84.3%	88.4%	98.3%
工業用水道	18	6,477,078	6,216,360	260,718	3,669,127	6,964,446	△3,295,319
	19	6,588,139	6,072,755	515,384	1,972,132	7,218,173	△5,246,041
	対前年比	101.7%	97.7%	197.7%	53.7%	103.6%	159.2%
電気	18	3,382,938	3,614,957	△232,019	311,769	1,154,777	△843,008
	19	3,470,056	3,647,399	△177,343	231,650	1,020,269	△788,619
	対前年比	102.6%	100.9%	76.4%	74.3%	88.4%	93.5%
合計	18	21,671,338	20,602,680	1,068,658	17,909,078	27,789,343	△9,880,265
	19	21,809,830	20,153,672	1,656,158	13,952,030	25,629,943	△11,677,913
	対前年比	100.6%	97.8%	155.0%	77.9%	92.2%	118.2%

② 主な重点事業

○ 企業庁のあり方に関する基本的方向の実現に向けて 予算額 1,112千円

平成19年2月に企業庁のあり方に関する基本的方向づけが、知事から示されたことにより、それに沿って具体的な取組を進めていく必要があります。このため、企業庁の事業運営の理念と道筋（経営形態を変更する場合、その実現に向けたプロセスを含む）を示す「長期経営ビジョン」を策定するとともに、そのビジョンの実現に向け着実に取組を進めるため、平成19年度を初年度とする「中期経営計画」を策定します。

○ 施設改良等の計画的な推進 予算額 4,835,325千円

将来にわたり水と電気の「安全・安心・安定」供給を実現し、持続可能な事業としていくため施設の改良等を計画的に行う必要があります。このため、耐震化対策及び老朽化対策を順次実施していきます。また、水質汚染等の事故の未然防止を図るための対策を進めます。

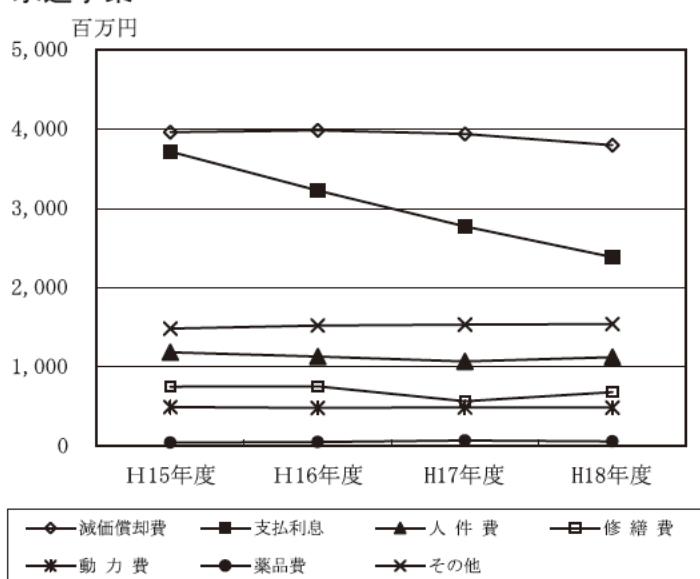
○ 目標達成に向けた効率的な施設整備の推進 予算額 6,484,000千円

伊賀地域への水道用水の供給や、亀山・関テクノヒルズにおける新たな水需要への対応を含む北勢地域への水道用水の供給を進めるため、関係機関との連携のもと伊賀広域水道建設事業及び北勢広域水道拡張事業を着実に推進していきます。

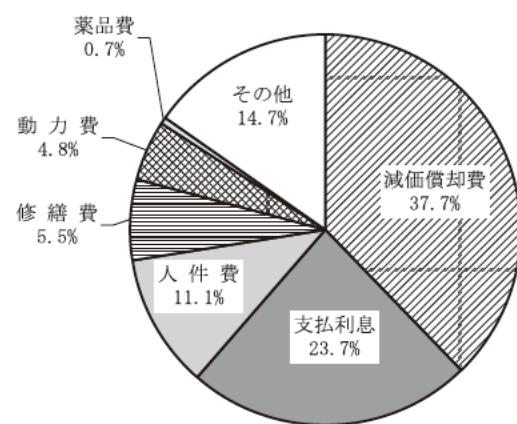
○ 環境・地域への貢献 予算額 169,696千円

地球温暖化対策など環境の保全・再生等に資する取組を積極的に進めます。このため、太陽光発電設備や小水力発電設備の整備を推進するとともに、環境森林部が実施している水源涵養林整備の取組に参画するなど、森林の保全・再生等に取り組みます。

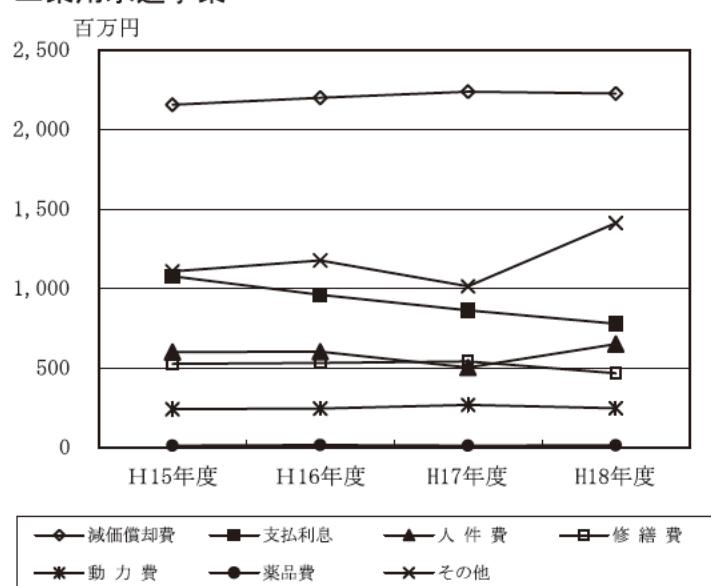
水道事業



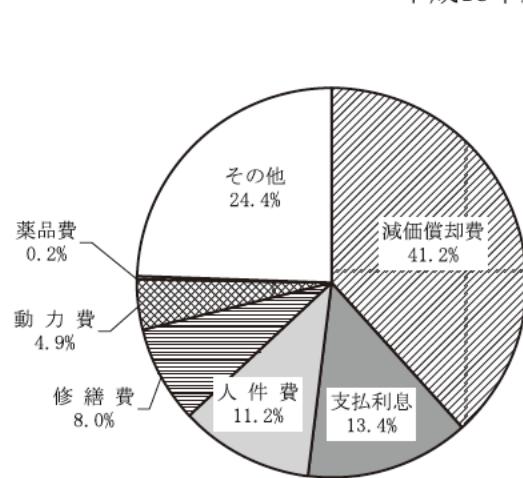
平成18年度



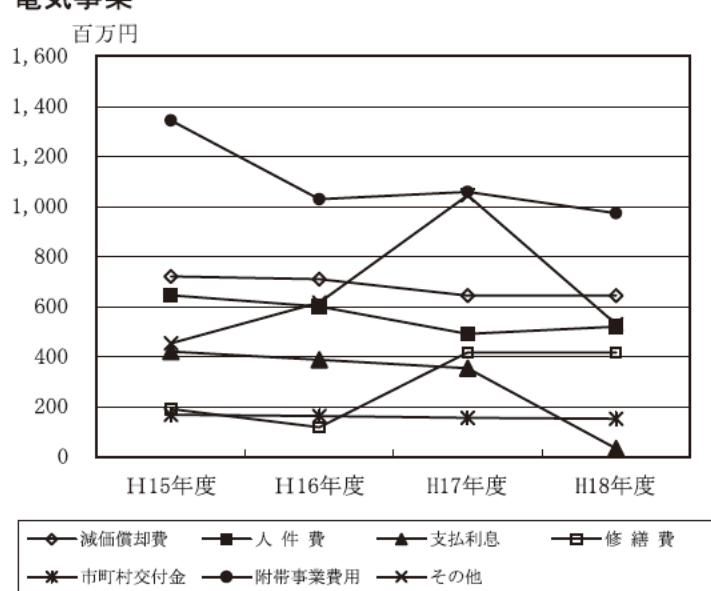
工業用水道事業



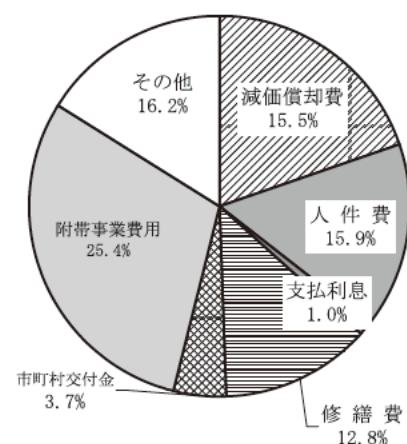
平成18年度



電気事業



平成18年度



3 水道用水供給事業の概要

(1) 事業概要

《営業関係》

三重県の水道事業は、近年、水源開発適地の減少により、大きな開発コストを伴う膨大な財政負担、水源水質の悪化など市町単独での水源確保が困難な状況となっているため、各受水市町から要請を受け県営で水道用水供給事業を行っています。

現在、給水を実施している営業事業は、北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業であり、給水能力は6浄水場で日量447,066m³となっており、県内の16市町に供給しています。これは、県全体の水道水需要量の28.4%（平成17年度）に相当しています。

また、施設の合理的・効率的運用を行うため、平成13年4月から大里浄水場の運転監視を中勢水道事務所から遠隔制御で行っています。さらに、平成16年4月から播磨浄水場及び水沢浄水場の運転監視を北勢水道事務所から遠隔制御で行っています。

《営業関係》

（平成19年4月1日現在）

事業名	水源 <浄水場>	計画 目標年度	給水対象市町及び給水量(m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費
北中勢水道用水供給事業	北勢系 木曽川用水系	木曽川用水 (岩屋ダム) <播磨>	桑名市 24,300 四日市市 36,200 鈴鹿市 10,000 木曽岬町 2,800 朝日町 1,200 川越町 5,800 計 80,300	80,300	(一部給水: 昭和52.3.28) 全部給水: 昭和54.4.1	昭和46 ～53年度	12,214,986
	北勢系 三重用水系	三重用水 <水沢>	四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菰野町 2,600 計 51,000	51,000	(一部給水: 平成3.4.1) 全部給水: 平成8.4.1	昭和63 ～平成7年度	11,555,000
	北勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <播磨>	桑名市 2,000 四日市市 700 木曽岬町 1,700 朝日町 1,000 川越町 1,000 計 6,400	6,400 (全部給水時 47,600)	(一部給水: 平成13.4.1) 全部給水: (予定) 平成23.4.1	平成10 ～22年度	36,100,000
	中勢系 雲出川水系	雲出川 (君ヶ野ダム) <高野>	津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: 昭和46.6.4 一時拡張: 昭和56.4.1	昭和43 ～55年度	6,657,215
	中勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) <大里>	津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800 (全部給水時 83,584)	(一部給水: 平成10.4.1) 全部給水: 〔未定〕	平成5 ～9年度	37,281,000 (全体計画) (75,452,000)
南勢志摩水道用水供給事業	志摩系	磯部川 (神路ダム及び 恵利原ダム) 櫛田川 (蓮ダム) <磯部>	志摩市 41,000 計 41,000	41,000	創設: 昭和43.11.5 拡張一部給水: 平成4.4.20 拡張全部給水: 平成8.4.1	創設: 昭和40 ～50年度 拡張: 平成元 ～7年度	4,419,801 (拡張) 5,962,000
	南勢系	櫛田川 (蓮ダム) <多気>	松阪市 61,000 伊勢市 37,300 鳥羽市 20,000 多気町 6,050 明和町 2,800 度会町 500 玉城町 500 計 128,150	128,150	(一部給水: 昭和62.5.1) 全部給水: 平成11.4.1	昭和50 ～平成7年度	66,678,826
合 計				447,066			

※計画目標年度は、事業認可計画時において施設能力に見合う需要が発生すると見込んだ年度です。

《建設関係》

北中勢水道用水供給事業（北勢系第2次拡張事業）は、計画最大給水量47,600m³/日で北勢地域8市町に供給するため、平成10年度から建設事業を実施しており、平成13年4月から6,400m³/日で一部給水を開始しています。なお、全部給水開始時期は平成18年4月を予定していましたが、受水予定市町から5年延伸の要望があり、関係者間で協議を重ねた結果、給水開始時期を平成23年4月とし、工事期間を平成22年度まで延伸する事業計画の見直しを行うとともに、専用事業費を374億円から361億円に変更いたしました。また、計画最大給水量で18,000m³/日に縮小する予定です。

北中勢水道用水供給事業（中勢系第2次拡張事業）は、計画最大給水量83,584m³/日で中勢地域2市に供給するため、平成5年度から建設事業を実施しており、平成10年4月から58,800m³/日の一部給水を開始しています。なお、全部給水開始時期は平成17年4月を予定していましたが、受水市町と協議した結果、水需給状況を考慮のうえ当面施設整備は行わないこととし、現在、建設事業を休止しています。

伊賀水道用水供給事業は、計画一日最大給水量48,500m³/日で伊賀地域に供給するため、平成10年度から建設事業を実施していますが、平成15年度に水需給計画の見直しを行い、計画最大給水量を28,750m³/日に、給水開始年月日を平成17年4月1日から平成21年4月1日に変更しました。

(建設関係)

(平成19年4月1日現在)

事業名	水 源	計 画 目標年度	給水対象市町村及び給水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年 月 日	工 期	事 業 費 (千円)	
北中勢水道用水供給事業 長良川水系	北勢系第2次拡張事業 長良川河口堰	長良川 (長良川 河口堰)	平成22年度	桑名市 6,500 ; 朝日町 2,200 四日市市 13,000 ; 川越町 3,600 鈴鹿市 13,000 ; 茜野町 4,000 亀山市 2,600 木曽岬町 2,700 計 47,600	47,600	(一部給水: 平成13.4.1) 全部給水(予定) 平成23.4.1	平成10 ～22年度	36,100,000
中勢系第2次拡張事業 長良川水系	中勢系第2次拡張事業 長良川河口堰	長良川 (長良川 河口堰)	平成22年度	津市 73,384 松阪市 10,200 計 83,584	83,584	(一部給水: 平成10.4.1) 全部給水(予定) [未定]	事業 休止中	75,452,000
伊賀水道用水供給事業	木津川 (川上ダム)	伊賀水道用水供給事業 木津川 (川上ダム)	平成30年度	伊賀市 28,750	28,750	全部給水(予定) 平成21.4.1	平成10 ～20年度	27,927,000

(2) 水質

水道水の水質に関する検査項目は、水道法に基づく「水質基準項目（50項目）」及び「水質管理目標設定項目（27項目）」があります。三重県企業庁が供給している水道水は、水質基準を十分満足しており、良好な水質を保っています。

色・臭い・味覚等に関する項目（平成18年度 清水場出口・年平均）

	項 目	単位	目標値(※1)	北勢水道事務所		中勢水道事務所		南勢水道事務所		志摩水道事務所	
				播磨淨水場	水沢淨水場	高野淨水場	大里淨水場	多気淨水場	磯部淨水場		
色	マンガン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満						
	アルミニウム	mg/l	※2 0.2以下	0.05	0.06	0.03	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05
臭い	残留塩素	mg/l	1以下	0.60	0.50	0.70	0.70	0.55	0.75		
	ジェオスマシン	mg/l	※2 0.00002以下	0.000001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002	
味覚	2-メチルイソボネオール	mg/l	※2 0.00002以下	0.000001未満							
	臭気強度(TON)		3以下	1未満	1未満						
味覚	遊離炭酸	mg/l	20以下	1.0	2.0	2.0	1.5	1.5	2.0		
	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/l	3以下	2.0	1.2	2.2	2.7	1.5	1.4		
濁り	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	10以上～100以下	25	31	36	24	36	51		
	蒸発残留物	mg/l	30以上～200以下	64	54	76	63	54	73		
濁り	濁度	度	1以下	0.1未満	0.1未満						

※1 より質の高い水をお届けするために定められた目標値です。(水質基準を補完する項目。平成15年10月厚生労働省健康局長通知)

※2 水道法に基づく水質基準値です。

(3) 営業実績等の概況

①給水実績等の推移

事業名		区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
北中勢水道用水供給事業	木曽川用水系	給水実績 (m ³ /年)	12,811,945	12,732,613	11,671,078	12,045,460	12,728,794
		給水能力 (m ³ /日)	80,300	80,300	80,300	80,300	80,300
		最大給水量 (m ³ /日)	49,704	45,407	43,118	45,214	47,475
		平均給水量 (m ³ /日)	35,101	34,599	31,976	33,183	34,873
		料金収入 (千円/年)	1,482,538	1,479,444	1,438,044	1,134,435	1,151,671
	三重用水系	給水実績 (m ³ /年)	12,111,192	12,202,303	12,105,862	12,039,510	12,102,414
		給水能力 (m ³ /日)	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000
		最大給水量 (m ³ /日)	38,949	38,441	38,631	38,055	38,332
		平均給水量 (m ³ /日)	33,181	33,158	33,167	33,167	33,157
		料金収入 (千円/年)	2,927,939	2,934,773	2,927,540	2,805,399	2,806,257
	長良川水系	給水実績 (m ³ /年)	839,716	861,352	981,374	1,191,875	1,202,778
		給水能力 (m ³ /日)	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
		最大給水量 (m ³ /日)	4,289	3,532	3,879	4,495	4,178
		平均給水量 (m ³ /日)	2,301	2,341	2,689	3,283	3,295
		料金収入 (千円/年)	140,269	141,113	145,794	154,003	154,428
南勢志摩水道用水供給事業	雲出川水系	給水実績 (m ³ /年)	14,053,760	14,174,829	15,044,342	18,750,084	15,127,187
		給水能力 (m ³ /日)	81,416	81,416	81,416	81,416	81,416
		最大給水量 (m ³ /日)	55,427	53,830	74,926	76,899	53,763
		平均給水量 (m ³ /日)	38,503	38,519	41,217	51,653	41,444
		料金収入 (千円/年)	919,354	924,075	957,986	1,187,913	1,049,146
	長良川水系	給水実績 (m ³ /年)	6,251,865	6,444,958	6,716,020	7,043,904	7,891,300
		給水能力 (m ³ /日)	58,800	58,800	58,800	58,800	58,800
		最大給水量 (m ³ /日)	23,235	22,337	25,047	28,294	25,713
		平均給水量 (m ³ /日)	17,128	17,513	18,400	19,405	21,620
		料金収入 (千円/年)	1,828,648	1,840,233	1,856,497	1,711,656	1,740,129
	志摩系	給水実績 (m ³ /年)	8,356,310	8,313,728	8,171,709	8,185,257	8,021,367
		給水能力 (m ³ /日)	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
		最大給水量 (m ³ /日)	32,569	29,625	31,893	30,972	30,910
		平均給水量 (m ³ /日)	22,894	22,592	22,388	22,549	21,976
		料金収入 (千円/年)	1,181,976	1,148,982	1,139,743	958,824	947,513
	南勢系	給水実績 (m ³ /年)	21,682,023	21,789,164	21,671,965	21,401,812	21,484,119
		給水能力 (m ³ /日)	128,150	128,150	128,150	128,150	128,150
		最大給水量 (m ³ /日)	70,255	72,671	71,569	69,841	69,730
		平均給水量 (m ³ /日)	59,403	59,210	59,375	58,958	58,861
		料金収入 (千円/年)	3,333,472	3,337,246	3,330,782	2,831,368	2,821,643
合計	合 計	給水実績 (m ³ /年)	76,106,811	76,518,947	76,362,350	80,657,902	78,557,959
		給水能力 (m ³ /日)	447,066	447,066	447,066	447,066	447,066
		最大給水量 (m ³ /日)	-	-	-	-	-
		平均給水量 (m ³ /日)	208,512	207,932	209,212	222,198	215,227
		料金収入 (千円/年)	11,814,196	11,805,866	11,796,386	10,783,598	10,670,787

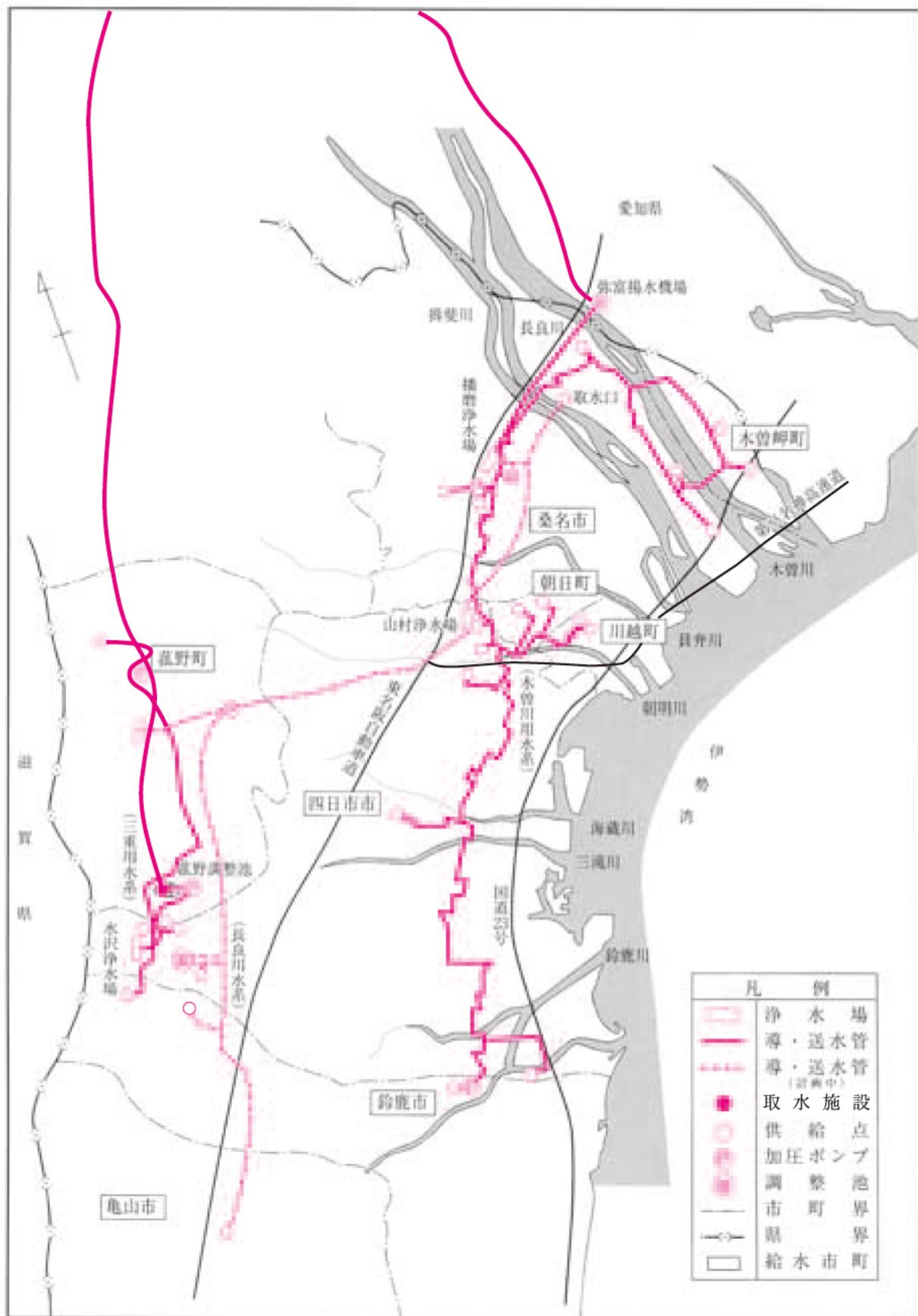
(注) 料金収入は消費税抜

② 水道料金の推移

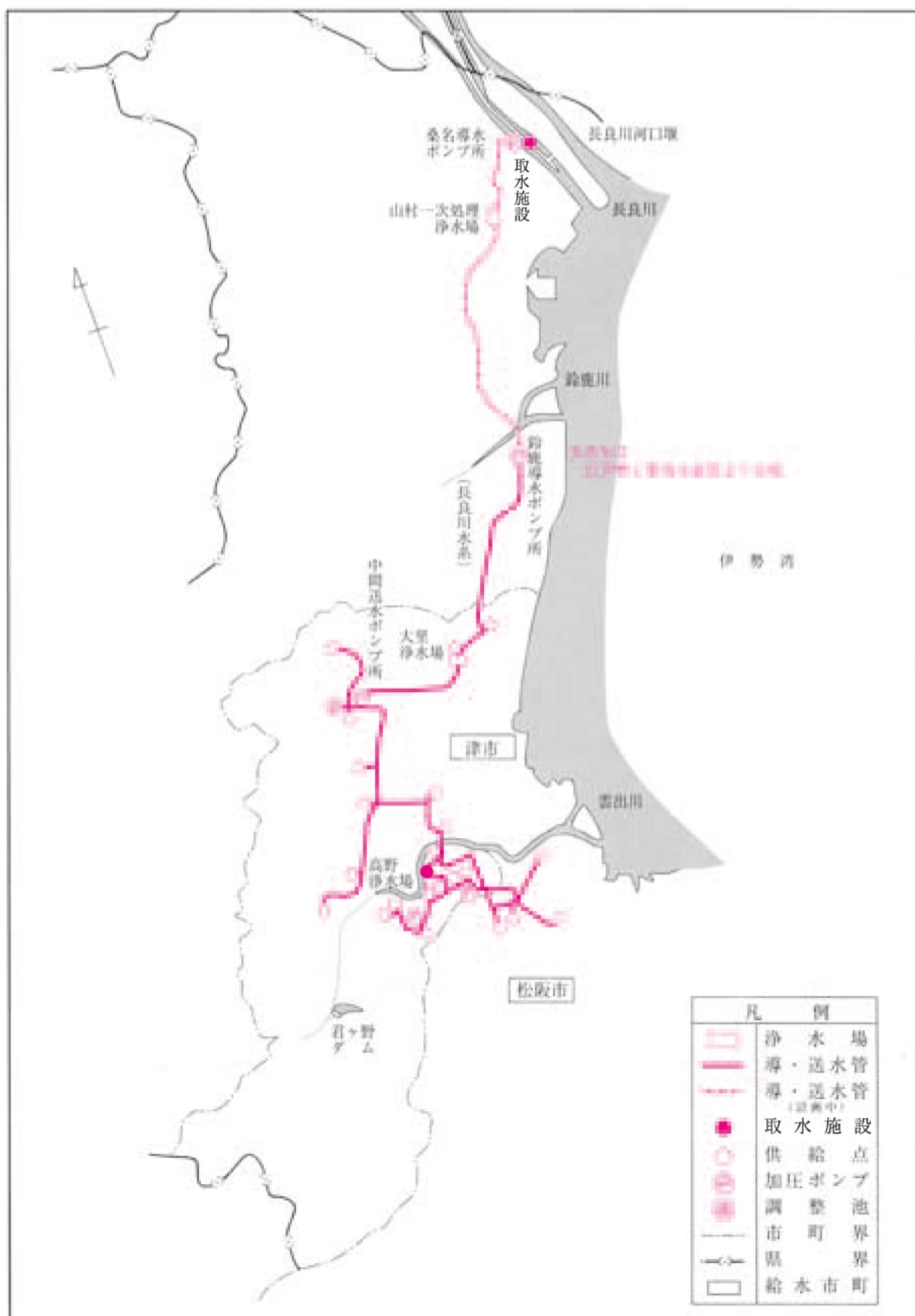
事業別			昭和 51~52 年度	昭和 53~54 年度	昭和 55~59 年度	昭和60 ~ 平成元 年度	平成 2 年度	平成 3~6 年度	平成 7~8 年度	平成 9 年度	平成 10~11 年度	平成 12 年度	平成 13~14 年度	平成 15~16 年度	平成 17~21 年度
中勢系	雲出川水系	基本料金	390	390	390	410	400	400	(800) 380	(800) 380	380	380	380	380	470
		使用料金	30	30	33	36	36	36	39	39	39	39	39	39	39
		超過料金	138	138	138	138	180	180	180	180	180	180	180	180	180
	長良川水系	基本料金	—	—	—	—	—	—	—	—	2,060	2,060	2,060	2,060	2,030
		使用料金	—	—	—	—	—	—	—	—	60	60	60	60	39
		超過料金	—	—	—	—	—	—	—	—	180	180	180	180	180
	木曽川用水系	基本料金	800	890	990	1,070	1,030	1,030	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	680
		使用料金	40	40	42	36	36	36	39	39	39	39	39	39	39
		超過料金	190	190	190	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
	三重用水系	基本料金	—	—	—	—	—	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
		使用料金	—	—	—	—	—	75	75	75	75	75	75	75	65
		超過料金	—	—	—	—	—	180	180	180	180	180	180	180	180
	長良川水系	基本料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,400	1,400	1,400
		使用料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39	39	39
		超過料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	180	180	180
南勢系	志摩系	基本料金	780	780	780	1,040	1,270	1,270	1,520	1,850	1,850	1,740	1,740	1,320	1,290
		使用料金	40	40	44	36	36	36	39	39	39	39	39	60	39
		超過料金	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
	志摩系	基本料金	—	—	—	1,800	1,770	1,770	1,460	1,460	1,460	1,320	1,320	1,320	1,290
		使用料金	—	—	—	60	60	60	60	60	60	60	60	60	39
		超過料金	—	—	—	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180

基本料金:契約水量m³当たり月額。使用料金:使用水量m³当たり。超過料金:超過使用水量m³当たり。
※中勢()内は拡張(暫定)分。

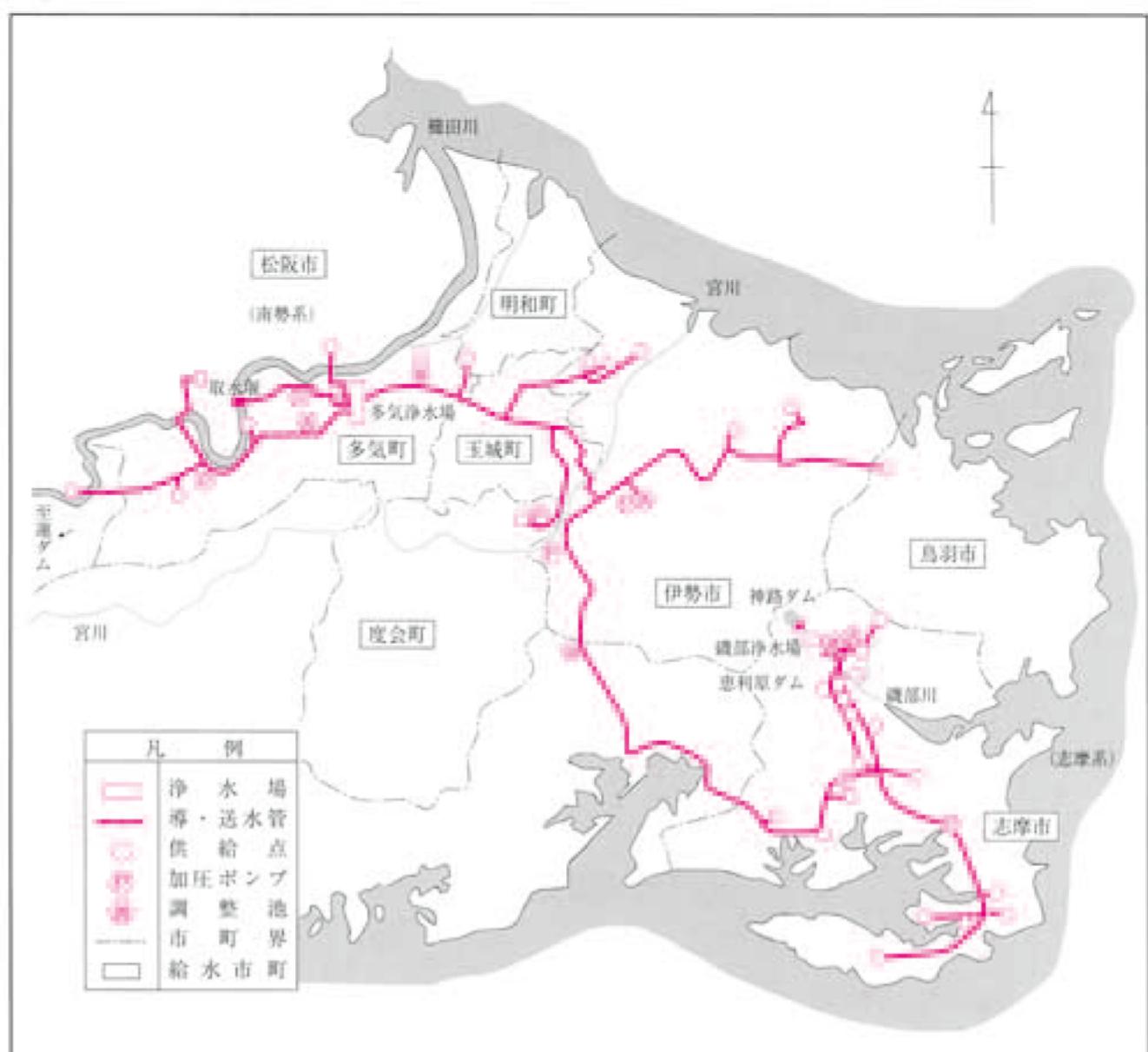
北中勢水道用水供給事業（北勢系）概要図



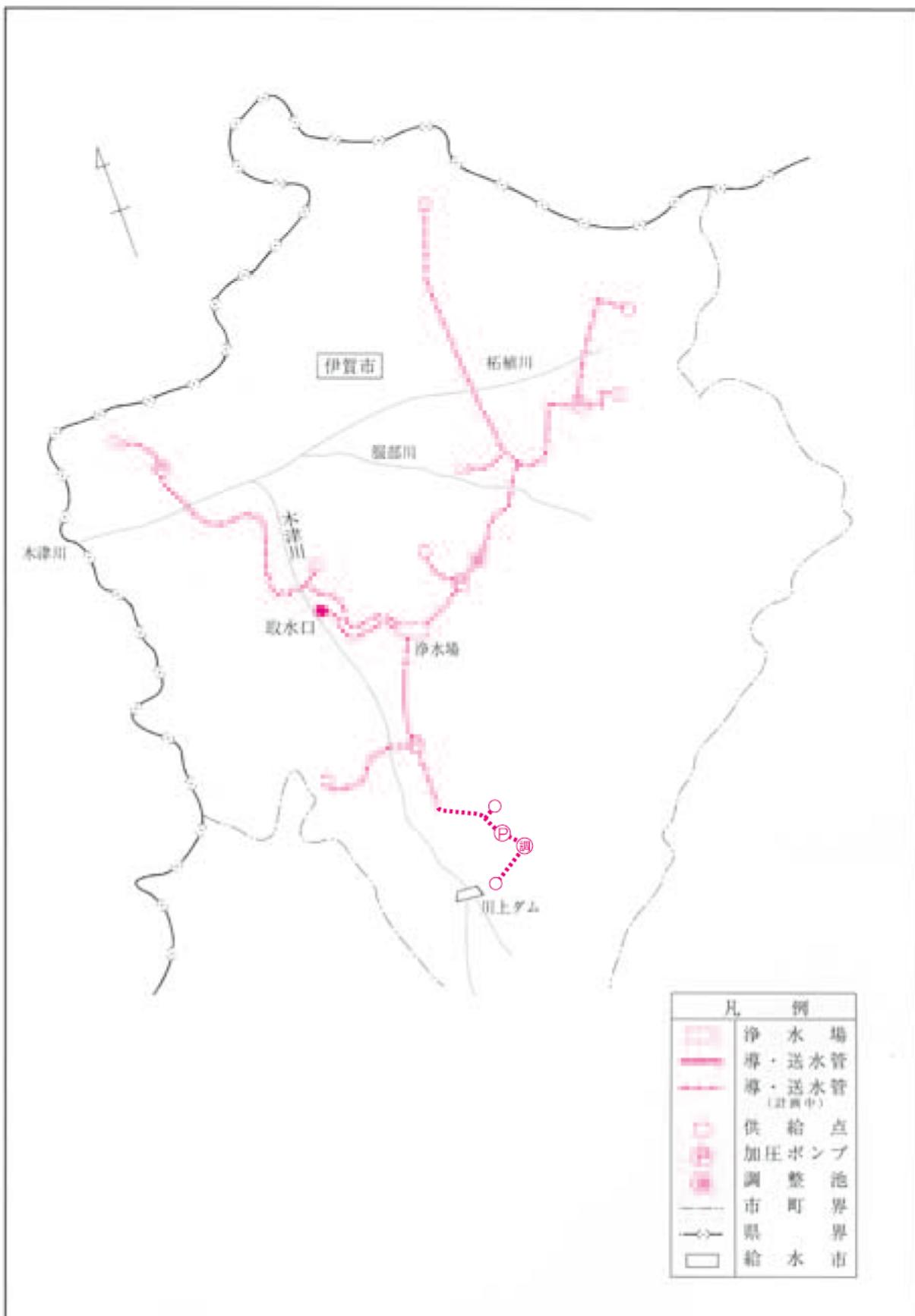
北中勢水道用水供給事業（中勢系）概要図



南勢志摩水道用水供給事業概要図



伊賀水道用水供給事業概要図



4 工業用水道事業の概要

(1) 事業概要

三重県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下及び塩水浸入に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61年には多度工業用水道で給水を開始しました。現在、県域全体では最大給水能力911,500m³/日を有し、県内の91社103工場に工業用水を給水することで、産業の発展、県土の保全に寄与しています。

また、将来の水需要に備えて三瀬谷ダム、三重用水、長良川河口堰に水源を確保しています。

(営業関係)

(平成19年4月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m ³ /日)	契約給水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	69社80工場	長良川 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曽川用 水 (岩屋ダム) <山村>	(990,000) 830,000	705,490	昭和 31.4.1	昭和28年～	(14,270,826) 63,147,035
多度工業用水道事業	桑名市	1社1工場	三重用水 <多度>	(10,000) 10,000	10,000	昭和 61.4.1	昭和 59～62年度	(10,434,228) 1,813,600
中伊勢工業用水道事業	津市	14社15工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	20,190	昭和 46.5.1	昭和44～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	櫛田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和 38.10.15	昭和 36～62年度	908,208
合計		91社103工場		(1,088,500) 911,500	774,180			(25,134,164) 71,068,843

(注1) 給水能力の()内は全体計画量を、事業費の()内は水源負担額(外数)を示す。

(注2) 給水区域は現在給水している区域を示す。

(注3) 中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし。

(確保水源)

(平成19年4月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費	備考
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	(注) 4,800	(三重用水) 昭和47年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和49年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
南伊勢工業用水道事業	松阪市、伊勢市、 多気町、玉城町、 明和町、度会町	宮川 (三瀬谷ダム)	(注) 35,000	(三瀬谷ダム) 昭和40年度 ～ 昭和41年度	(三瀬谷ダム) 約4.7億円	水源施設は完了 (電気事業と共に)
計			554,800			

(注) 現時点での状況を記述。

(2) 料金

当県では、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

「基本料金」は、基本使用水量（新規給水時の契約水量）に基本料金単価（円／m³）を乗じて得た金額であり、「使用料金」は、使用水量（基本使用水量から休止水量を減じて得た水量）に使用料金単価（円／m³）を乗じて得た金額です。また、使用水量を超えて受水した場合には、超過料金をいただいている。

なお、季節的に使用量が少ない時期等には、休止水量を申し出でいただく（5、11月）ことにより、その分の使用料金を減額しています。

料金単価表

	基本料金(円／m ³)	使用料金(円／m ³)	超過料金(円／m ³)
北伊勢工業用水道事業	17.0	3.0	40.0
多度工業用水道事業	45.0	—	90.0
中伊勢工業用水道事業	21.3	1.9	46.4
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

(3) 水質

水質実績表(平成18年度平均)

検査項目	三重県の 水質標準値	北伊勢工業用水道			多度 工業用水道	中伊勢 工業用水道	松阪 工業用水道
		沢地浄水場	伊坂浄水場	山村浄水場			
水温	—	16.3	15.9	15.1	13.9	16.0	16.3
濁度	10度以下	2.0	2.2	2.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満
pH	6.5以上8.0以下	7.5	7.5	7.4	6.9	7.0	7.2
酸消費量(アルカリ度)	75mg/l以下	31.5	27.0	19.0	22.0	33.5	33.5
全硬度	120mg/l以下	37	33	25	45	41	40
全蒸発残留物	250mg/l以下	76	67	59	71	87	69
塩化物イオン	20mg/l以下	5.5	5.7	5.7	5.6	6.2	4.5
鉄	0.3mg/l以下	0.13	0.09	0.08	0.01未満	0.01未満	0.01
マンガン	0.2mg/l以下	0.028	0.017	0.012	0.001未満	0.013	0.002

平成18年度実績は、三重県の水質標準値をすべてクリアしています。

(4) 営業実績等の概況

① 給水実績等の推移

事業名	区分	年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
北伊勢工業用水道事業	基本水量 (m ³ /年)	277,432,870	277,761,060	277,110,050	255,221,550	255,476,200	
	給水実績 (m ³ /年)	160,109,359	157,976,811	156,649,020	158,253,724	160,778,067	
	給水能力 (m ³ /日)	830,000	830,000	830,000	830,000	830,000	
	平均給水量 (m ³ /日)	438,656	431,631	429,175	433,571	440,488	
	料金収入 (千円/年)	5,464,869	5,460,882	5,420,961	5,045,276	5,199,937	
多度工業用水道事業	基本水量 (m ³ /年)	2,920,000	2,928,000	2,920,000	2,920,000	3,650,000	
	給水実績 (m ³ /年)	2,707,549	2,827,858	2,925,853	2,832,722	3,263,777	
	給水能力 (m ³ /日)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	平均給水量 (m ³ /日)	7,418	7,726	8,016	7,761	8,942	
	料金収入 (千円/年)	134,601	131,769	137,221	136,280	172,177	
中伊勢工業用水道事業	基本水量 (m ³ /年)	8,887,750	8,960,900	8,712,990	7,156,250	7,296,150	
	給水実績 (m ³ /年)	6,813,679	6,790,894	6,069,174	5,071,721	5,095,440	
	給水能力 (m ³ /日)	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	
	平均給水量 (m ³ /日)	18,668	18,554	16,628	13,895	13,960	
	料金収入 (千円/年)	206,919	218,178	202,061	165,356	180,508	
阪阪工業用水道事業	基本水量 (m ³ /年)	14,052,500	14,091,000	14,052,500	14,052,500	14,052,500	
	給水実績 (m ³ /年)	10,265,261	10,736,638	11,163,702	10,159,471	10,192,400	
	給水能力 (m ³ /日)	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500	
	平均給水量 (m ³ /日)	28,124	29,335	30,585	27,834	27,924	
	料金収入 (千円/年)	225,171	240,233	227,472	224,908	239,081	
合計	基本水量 (m ³ /年)	303,293,120	303,740,960	302,795,540	279,350,300	280,474,850	
	給水実績 (m ³ /年)	179,895,848	178,332,201	176,807,749	176,317,638	179,329,684	
	給水能力 (m ³ /日)	911,500	911,500	911,500	911,500	911,500	
	平均給水量 (m ³ /日)	492,866	487,246	484,404	483,061	491,314	
	料金収入 (千円/年)	6,031,559	6,051,062	5,987,715	5,571,820	5,791,703	

(注) 料金収入は消費税抜

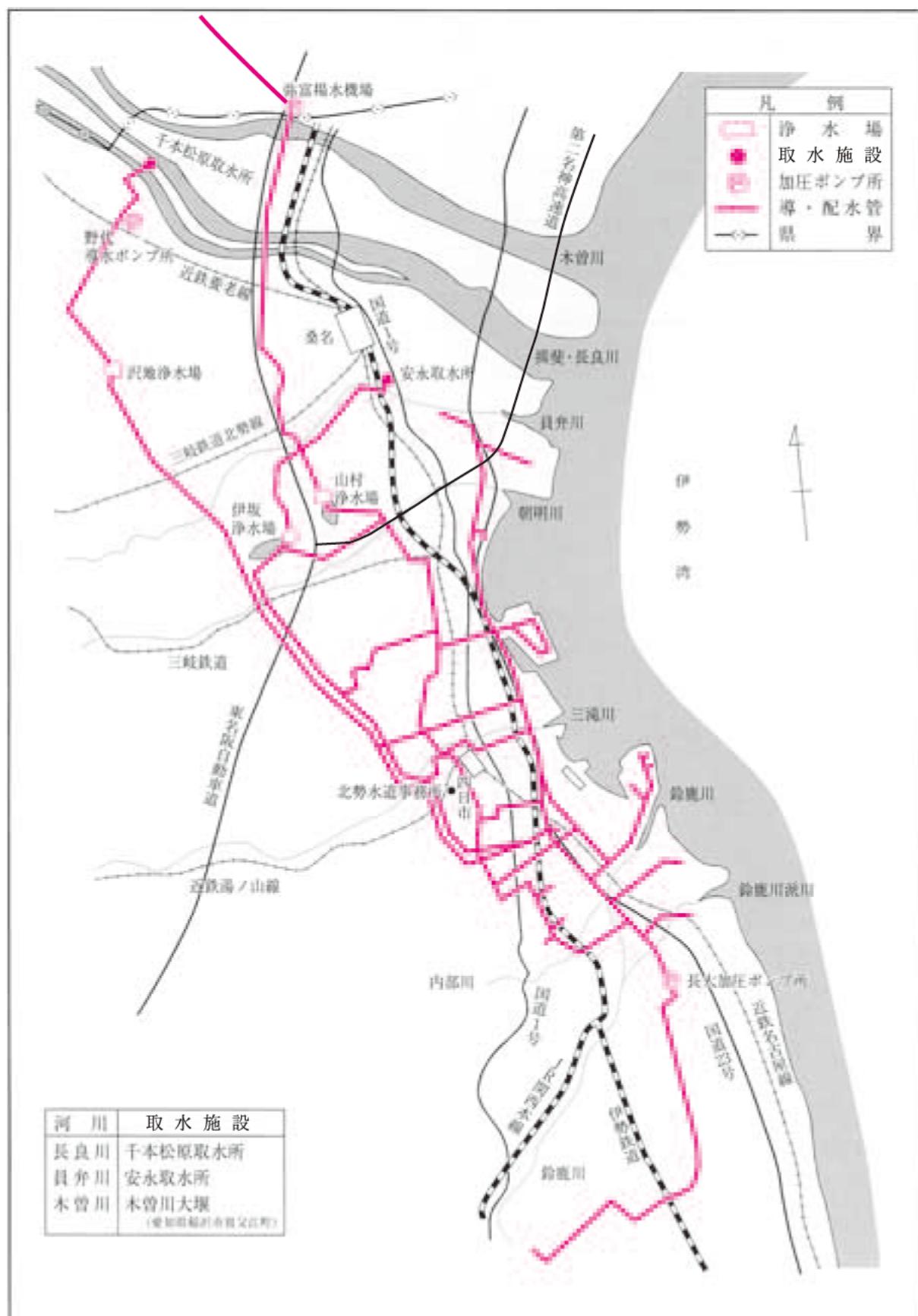
② 工業用水道料金の推移

事業別		年 度	昭和53～55年度	昭和56～58年度	昭和59～60年度	昭和61年度	昭和62～平成元年度
北伊勢工業用水道	基本料金	四・1～3期	10.5	14.1	17.0	17.0	17.6
		3期代替	9.5	13.1	16.0	16.0	16.6
		4期	16.0	19.8	22.0	22.0	20.6
	超過料金	四・1～3期	21.0	28.2	34.0	34.0	35.2
		4期	32.0	39.6	44.0	44.0	41.2
	基本料金		—	—	—	45.0	45.0
多度工業用水道	超過料金		—	—	—	90.0	90.0
	基本料金	13.5	17.7	21.2	21.2	22.3	
		超過料金	27.0	35.4	42.4	42.4	44.6
松阪工業用水道	基本料金		9.0	11.3	12.5	12.5	13.3
	超過料金		18.0	22.6	25.0	25.0	26.6

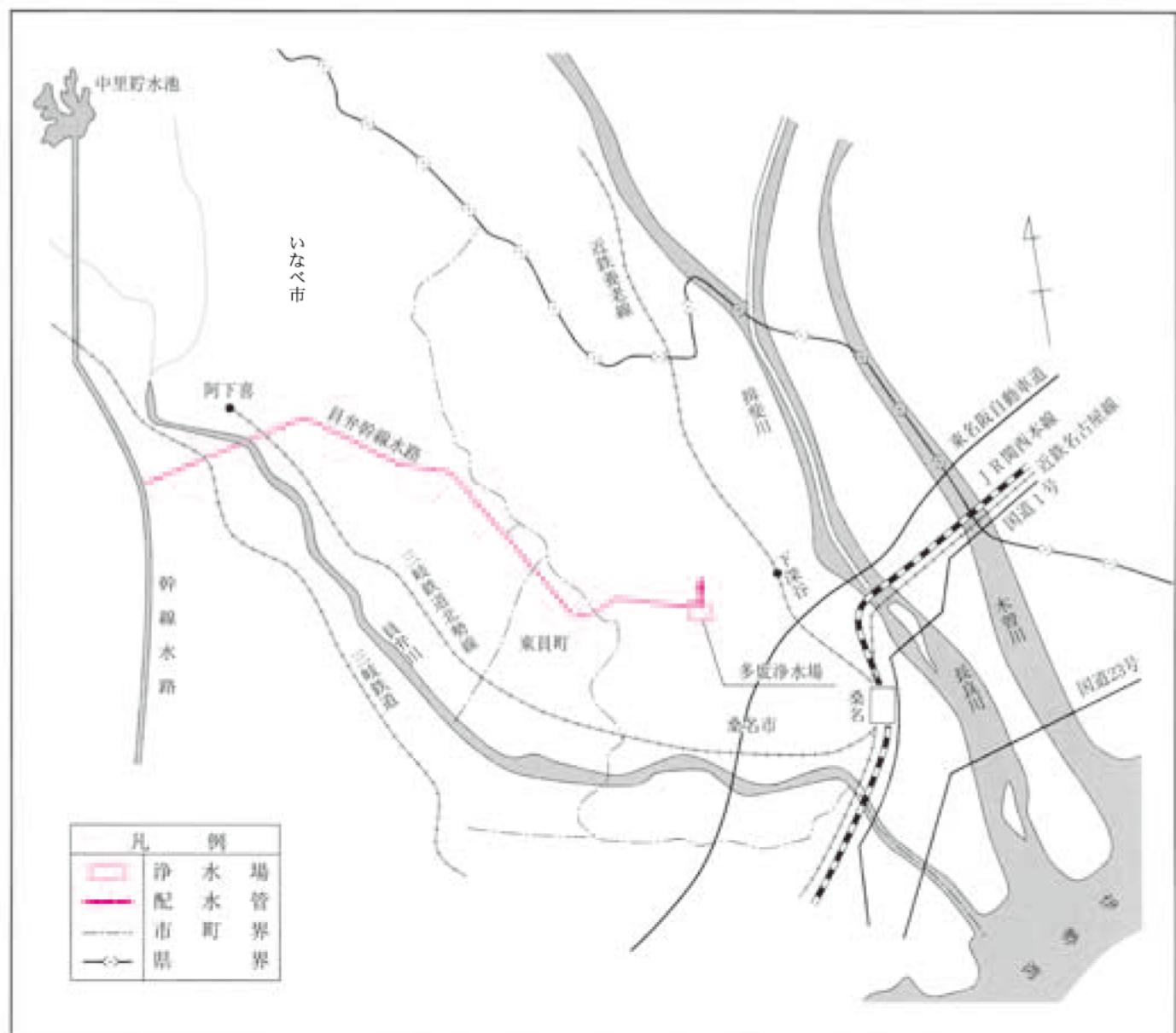
事業別		年 度	平成2～4年度	平成5～11年度	平成12～17年度	平成18年度～
北伊勢工業用水道	基本料金	16.5	17.0	17.0	17.0	
	使用料金	3.4	3.5	3.5	3.5	3.0
	超過料金	39.8	41.0	41.0	41.0	40.0
多度工業用水道	基本料金	45.0	45.0	45.0	45.0	
	超過料金	90.0	90.0	90.0	90.0	
中伊勢工業用水道	基本料金	20.7	21.3	21.3	21.3	
	使用料金	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9
	超過料金	45.0	46.4	46.4	46.4	
松阪工業用水道	基本料金	12.5	12.9	14.9	14.9	
	使用料金	1.5	1.6	1.1	1.1	
	超過料金	28.0	29.0	32.0	32.0	

(注) 平成2年度より料金体系の変更を行った。

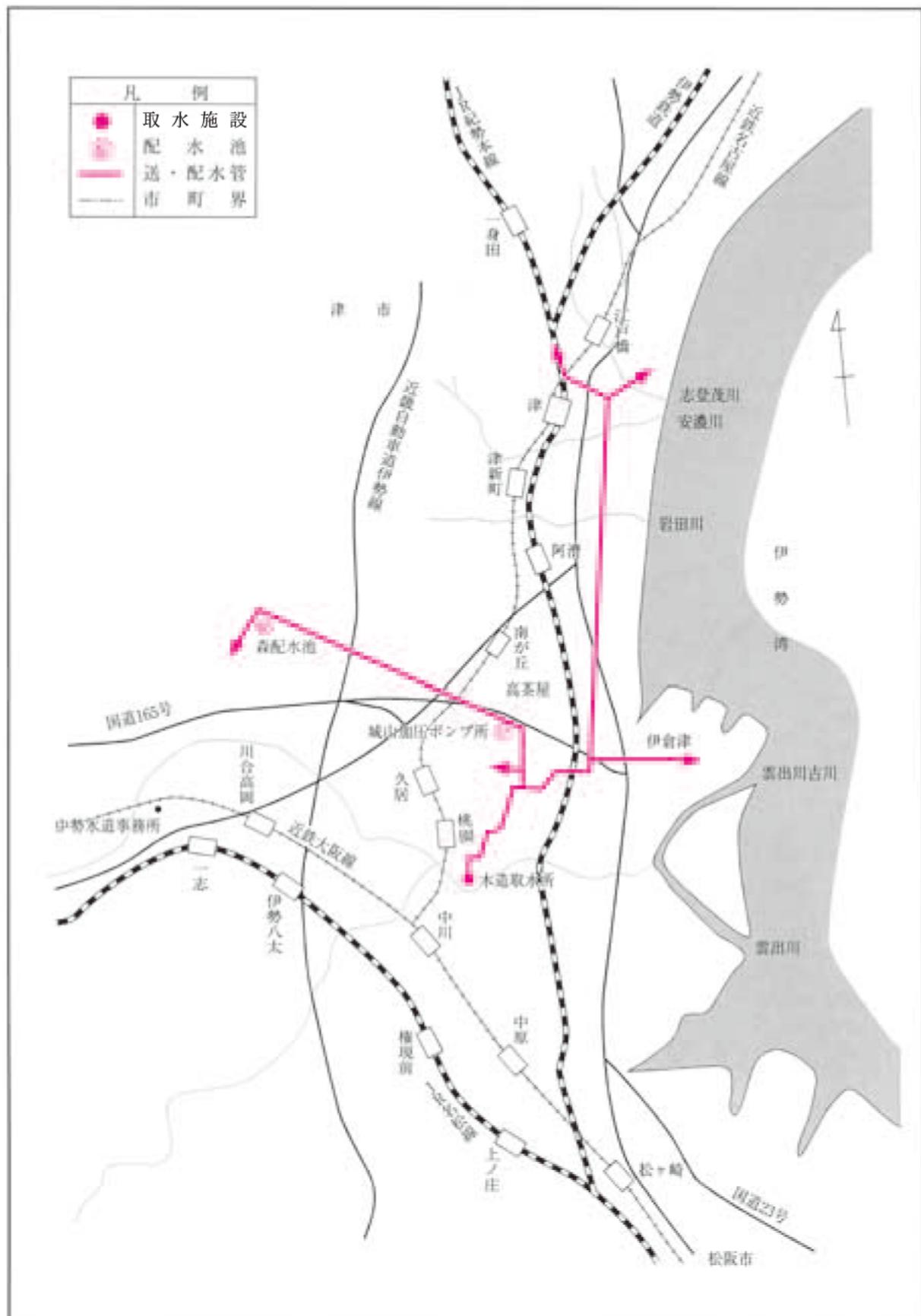
北伊勢工業用水道事業概要図



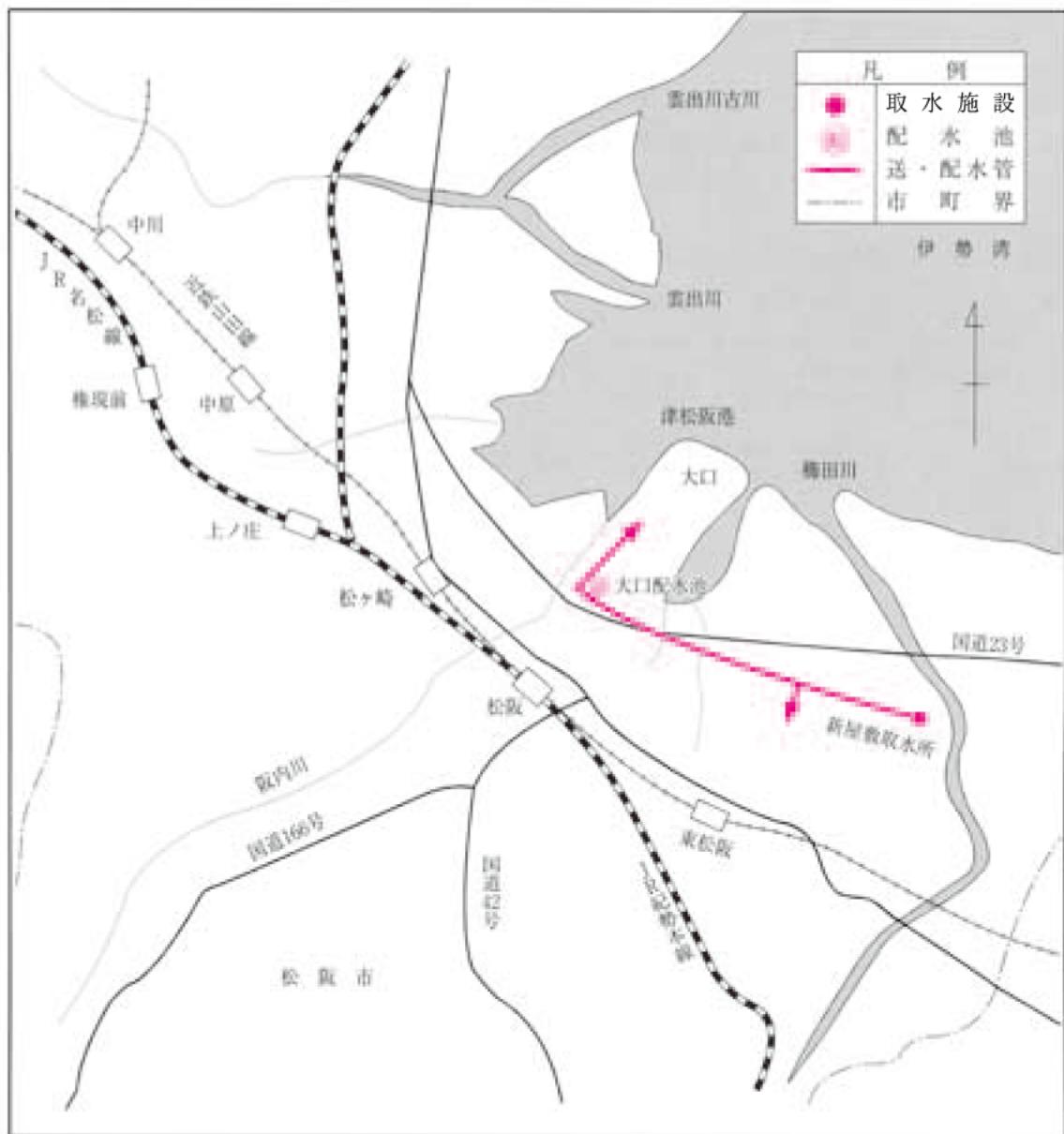
多度工業用水道事業概要図



中伊勢工業用水道事業概要図



松阪工業用水道事業概要図



5 電気事業の概要

(1) 事業概要

三重県の電気事業は、昭和27年に電気事業許可を受け、宮川総合開発事業の一環として始まり、オイルショック後の石油代替エネルギーの確保及び地球温暖化防止に寄与するためなど、その時代時代において公営電気事業に求められた使命により、発電所を建設してきました。

現在、三重県電気事業には10ヵ所の水力発電所と1ヵ所の廃棄物発電所があり、合計最大出力109,850kW、年間約3億6,500万kWhの電力量を発電し、主に電力会社を通じて県内に供給しています。

これは、県内の一般家庭約10万戸が1年間に使用する電力量にあたるとともに、一般的な火力発電と比較して1年間に炭酸ガスの発生量を約20万t-CO₂削減することができるため、地域エネルギーの安定化を図りつつ、再生可能エネルギーを供給することで、地球温暖化防止に貢献しています。

(2) 水力発電事業

①事業内容

三重県電気事業は、三重県内における電力の確保及び電力の安定供給を行うために、昭和27年に長発電所を建設して以降、宮川第一、宮川第二、宮川第三、三瀬谷、青蓮寺発電所と建設をしてきました。

その後、昭和48年のオイルショックを受け石油代替エネルギーの確保のため、大和谷、蓮、青田、比奈知発電所を建設し、現在では10発電所となり、合計最大出力は97,800kWとなっています。

また、企業庁では、低廉な電力を効率的・安定的に供給するため、昭和42年の長発電所をはじめとして、宮川第一発電所、宮川第三発電所の各有人発電所を順次無人化するとともに、昭和45年に建設した青蓮寺発電所以降の発電所は、無人発電所として建設してきました。

さらに、平成7年度の電気事業法の改正や電力の自由化を受け、さらなる経営の効率化のため平成14年4月には、全ての発電所の運転監視制御を三瀬谷発電管理事務所に一元化しました。

新たな電源開発としては、水資源機構が建設している川上ダムの放流水を有効に活用するため川上発電所を計画中です。

②卸供給料金

水力発電の卸供給料金は、電気事業法に基づく卸供給料金算定規則により算出しています。

これは、原価を算定する期間（現在は2年間）内に、卸供給を行うために必要な費用（営業費）に適正な利潤（事業報酬）を加えた額として算出しています。

現行料金は、平成19・20年度分として、平均7.69円/kWhで電力会社と契約するとともに、経済産業省に届出を行っています。

卸供給料金						事業報酬	
営業費							
人件費	修繕費	水利使用料	減価償却費	市町村等交付金	その他費用		
卸供給料金算定規則による料金の構成							

③公営電気事業

公営電気事業は、地方公共団体が経営する電気事業で、現在30都道府県1市の31事業体があります。主に水力発電により発電した電気を、電力会社等に卸供給（売電）することにより事業経営を行っています。

法的な位置付けとしては、地方公営企業法と電気事業法に基づき事業経営を行っています。

電気事業法上では、平成7年度の法改正により出力規模が小さいことから「電気事業者」ではなく「卸供給事業者」として、位置付けられています。ただし、法改正の経過措置として、電力会社と基本契約を締結したことにより、平成22年3月までは「みなし卸電気事業者」として位置付けられておりまます。

三重県電気事業は、出力規模的には全国31公営電気事業者の中で、10番目の規模となっています。

三重県企業庁水力発電設備一覧表

(運転中)

(平成19年4月1日)

発電所名	使用河川名	発電所位置	発電形式	最大使用水量	最大出力	年間目標供給電力量	工期	事業費	制御所
宮川水系	長	大内山川	多気郡大台町長ヶ字鈴又	水路式	(m ³ /秒) 6.00	(kW) 2,400	(kWh) 12,750,000	昭和 27~28年度	(千円) 430,000
	宮川第一	宮川	北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字南又	ダム水路式	24.00	25,600	79,607,000	昭和 28~31年度	4,980,917
	宮川第二	宮川 南又谷川	北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦字太地	水路式	24.00	28,600	101,997,000	昭和 29~32年度	1,960,000
	宮川第三	宮川 不動谷川 他	多気郡大台町大杉字能谷	ダム水路式	3.00	12,000	51,176,000	昭和 33~36年度	1,604,826
	三瀬谷	宮川	多気郡大台町菅合字宮前	ダム式	40.00	11,400	21,013,000	昭和 38~41年度	1,344,802
	大和谷	大和谷川 他	多気郡大台町久豆字三滝谷	水路式	3.00	6,400	14,692,000	昭和 56~60年度	5,575,323
	小計					86,400	281,235,000		15,895,868
淀川水系	青蓮寺	青蓮寺川	名張市中知山字下ノ田	ダム式	4.00	2,000	7,139,000	昭和 42~45年度	261,988
	比奈知	名張川	名張市上比奈知字熊走	ダム式	3.70	1,800	6,030,000	平成 7~10年度	1,933,000
	小計					3,800	13,169,000		2,194,988
櫛田川水系	蓮	蓮川	松阪市飯高町森字平瀬	ダム式	9.00	4,800	12,473,000	昭和 57~平成3年度	3,118,264
	青田	青田川 菅谷川	松阪市飯高町青田字向井	水路式	1.50	2,800	11,315,000	平成 4~7年度	3,978,262
	小計					7,600	23,788,000		7,096,526
合計						97,800	318,192,000		25,187,382

(計画中)

発電所名	使用河川名	発電所位置	発電形式	最大使用水量	最大出力	年間目標供給電力量	
淀川水系	川上	前深瀬川	伊賀市阿保	ダム式	(m ³ /秒) 2.50	(kW) 1,200	(kWh) 約5,600,000

(3) 営業実績等の概況

①供給電力等の推移

発電所名		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
宮川水系	長	目標供給電力量 (kWh/年)	13,684,000	12,769,000	12,769,000	12,750,000
	宮川第一	供給電力量 (kWh/年)	12,166,840	12,872,190	7,691,363	-42,077
	宮川第二	目標供給電力量 (kWh/年)	87,434,000	80,081,000	80,081,000	79,607,000
	宮川第三	供給電力量 (kWh/年)	86,188,120	81,879,070	53,749,250	39,112,840
	三瀬谷	目標供給電力量 (kWh/年)	108,264,000	102,092,000	102,092,000	101,997,000
	大和谷	供給電力量 (kWh/年)	111,321,578	109,125,460	67,635,380	48,884,140
	小計	目標供給電力量 (kWh/年)	52,974,000	50,884,000	50,884,000	51,176,000
	小計	供給電力量 (kWh/年)	53,246,952	53,892,225	43,565,813	40,235,303
	小計	目標供給電力量 (kWh/年)	24,478,000	21,035,000	21,035,000	21,013,000
	小計	供給電力量 (kWh/年)	21,754,600	20,255,040	14,354,393	1,807,185
淀川水系	青蓮寺	目標供給電力量 (kWh/年)	7,966,000	7,233,000	7,233,000	7,139,000
	比奈知	供給電力量 (kWh/年)	7,528,244	8,672,980	7,997,317	6,618,406
	小計	目標供給電力量 (kWh/年)	7,876,000	5,675,000	5,675,000	6,030,000
	小計	供給電力量 (kWh/年)	6,287,970	7,266,326	6,842,070	4,762,040
	小計	目標供給電力量 (kWh/年)	15,842,000	12,908,000	12,908,000	13,169,000
櫛田川水系	蓮	供給電力量 (kWh/年)	13,609,840	14,163,490	12,610,992	6,436,810
	青田	目標供給電力量 (kWh/年)	11,990,000	11,610,000	11,610,000	11,315,000
	小計	供給電力量 (kWh/年)	9,041,660	8,914,768	2,634,355	1,248,960
	小計	目標供給電力量 (kWh/年)	27,317,000	24,212,000	24,212,000	23,788,000
	小計	供給電力量 (kWh/年)	22,651,500	23,078,258	15,245,347	7,685,770
合計	目標供給電力量 (kWh/年)	348,059,000	319,173,000	319,173,000	318,192,000	318,192,000
	供給電力量 (kWh/年)	335,146,341	331,234,359	225,950,065	156,049,077	281,603,545
電 力 料 収 入 (千円)		3,090,888	2,810,467	2,502,854	2,311,078	2,509,425

(注) 電力料収入は消費税相当額抜き

②卸供給料金の推移

年 度 区 分	昭和53～55年度	昭和56～57年度	昭和58～59年度	昭和60年度
料 金 制 度	定額制	定額+従量 (80%+20%)	定額+従量 (82%+18%)	定額+従量 (85%+15%)
基 本 料 金	-	4.74	5.45	6.73
電 力 量 料 金	-	1.20	1.20	1.20
平 均 単 価	4.70	5.94	6.65	7.93

年 度 区 分	昭和61年度	昭和62～63年度	平成元～2年度		平成3～4年度
			蓮発電所H2分	蓮発電所H2分	
料 金 制 度	定額+従量 (85%+15%)	定額+従量 (86%+14%)	定額+従量 (86%+14%)	定額+従量 (93%+7%)	定額+従量 (87%+13%)
基 本 料 金	6.86	7.15	7.50	15.85	8.30
電 力 量 料 金	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
平 均 単 価	8.06	8.35	8.70	17.05	9.50

年 度 区 分	平成5～6年度	平成7～8年度		平成9～10年度		平成11～12年度	
		青田発電所	比奈知発電所	青田発電所	比奈知発電所	比奈知発電所	比奈知発電所
料 金 制 度	定額+従量 (88%+12%)	定額+従量 (88%+12%)	定額+従量 (90%+10%)	定額+従量 (88%+12%)	定額+従量 (89%+11%)	定額+従量 (87%+13%)	定額+従量 (89%+11%)
基 本 料 金	8.59	8.79	10.23[11.71]	8.88	9.69	8.16	9.74
電 力 量 料 金	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
平 均 単 価	9.79	9.99	11.43[12.91]	10.08	10.89	9.36	10.94

年 度 区 分	平成13～14年度	平成15～16年度	平成17～18年度	平成19～20年度
料 金 制 度	定額+従量 (87%+13%)	定額+従量 (86%+14%)	定額+従量 (85%+15%)	定額+従量 (84%+16%)
基 本 料 金	7.72	7.56	6.86	6.49
電 力 量 料 金	1.20	1.20	1.20	1.20
平 均 単 価	8.92	8.76	8.06	7.69

※表中の単位は（円/kWh）

(注) 青田発電所の[]内は、平成7年度分

定額制：供給電力量の多少にかかわらず一定額の料金とする制度

従量制：供給電力量当たりの単価に応じた料金とする制度

定額+従量：定額制（基本料金）と従量制（電力量料金）を組合せたもの

料金には、消費税相当額は入っていません

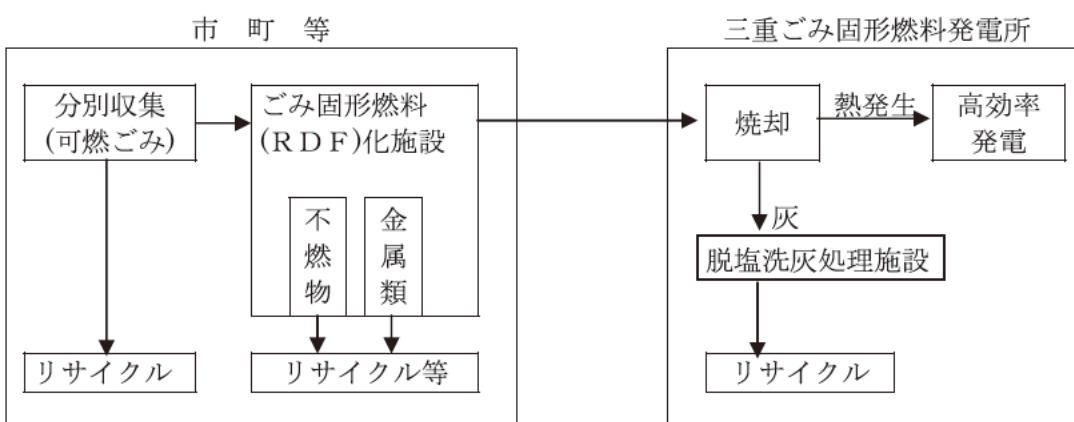
(4) RDF焼却・発電事業

①事業概要

三重県では、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するためのモデル事業として、RDF焼却・発電事業を平成14年12月から企業庁で行っています。

これは、市町村で単に焼却処理されていた「ごみ」を「RDF化」することで、有効な熱エネルギーとして活用（サーマルリサイクル）することを目指したものです。

現在、桑名広域清掃事業組合、香肌奥伊勢資源化広域連合、南牟婁清掃施設組合、志摩市、伊賀市及び紀北町の6団体（14市町）が、RDF化施設を整備しRDFを製造しています。



(RDF焼却・発電施設)

施設名	設置場所	RDF処理能力 (t/日)	最大出力 (kW)	発電電力量 (kWh)
三重ごみ固化燃料 発電所	桑名市多度町力尾	240	12,050	約7,000万

RDF化14市町：桑名広域清掃事業組合（桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町）

香肌奥伊勢資源化広域連合（松阪市、多気町、大台町、大紀町）

南牟婁清掃施設組合（熊野市、御浜町、紀宝町）

志摩市、伊賀市、紀北町

RDF : Refuse Derived Fuel（ごみからつくられた燃料）

②RDF受入量等の推移

項目	供給先	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
RDF受入量 (RDF t/年)		16,798	21,158	29,185	48,364	50,254
発電電力量 (kWh/年)		11,939,900	31,521,000	34,965,900	62,897,500	65,385,900
供給電力量 (kWh/年)	中部電力㈱	7,596,960	21,621,460	21,416,080	38,960,320	40,590,900
	桑名広域清掃事業組合	1,984,000	5,884,800	5,744,600	11,429,300	11,781,600
	合計	9,580,960	27,506,260	27,160,680	50,389,620	52,372,500
電力料収入 (千円)		95,695	247,502	240,028	443,596	468,008

(注) 電力料収入は消費税相当額抜き

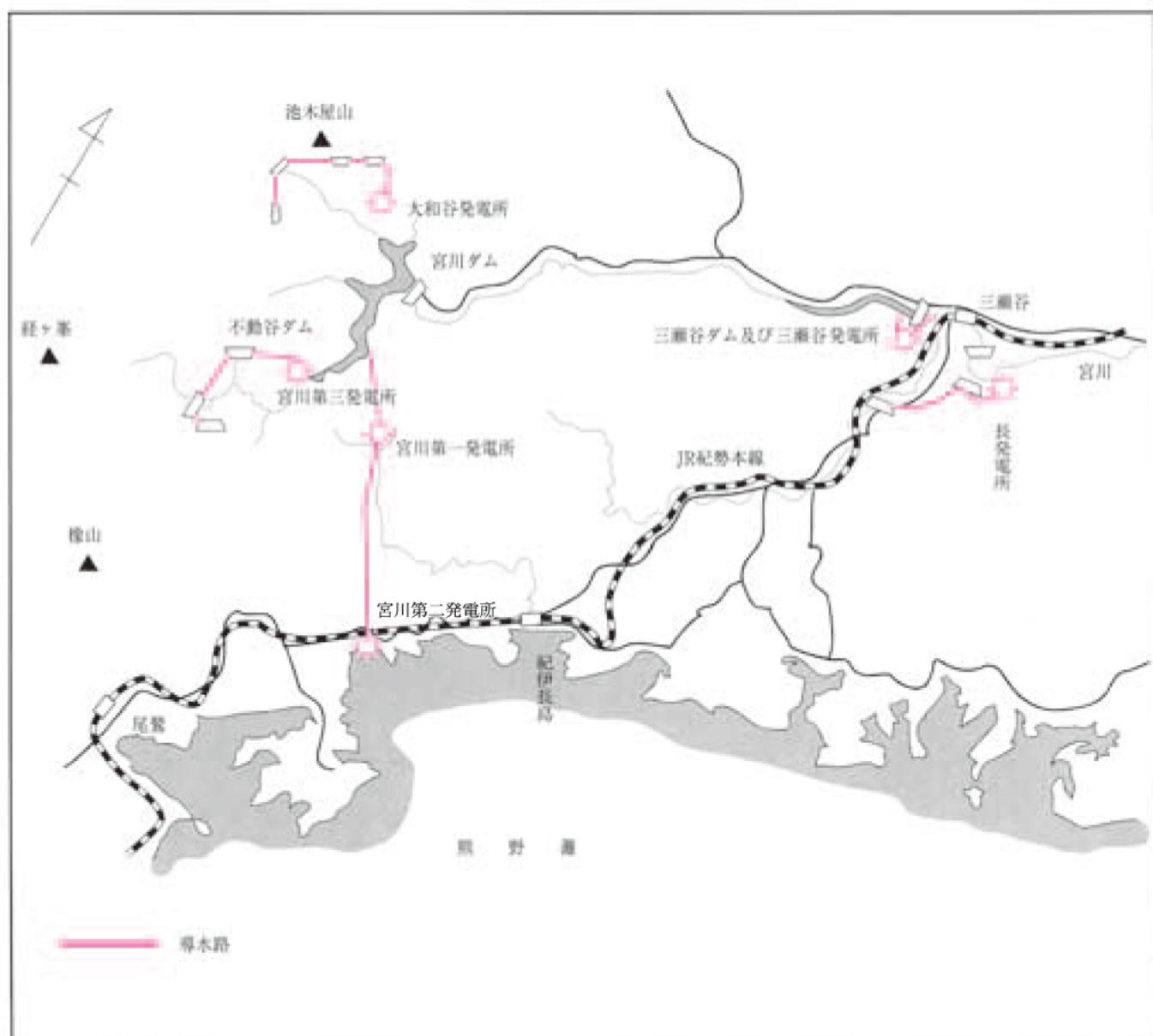
平成14年12月1日からRDFの受入を開始しました。

平成15年度については、8月19日の事故のため、それ以降RDFの受入を停止していましたが、試運転等を行うため、3月15日から受入を開始しました。

平成16年度は、試運転等が終了するため、8月5日以降RDFの受入を停止しましたが、RDF焼却・発電事業を再開するため、9月20日からRDFの受入を開始しました。12月6日からは、事故の影響で停止していた桑名広域清掃事業組合RDF化施設も本格稼働しました。

平成17、18年度は、定期点検等によるボイラー停止時を除き、年間を通してRDFを受け入れました。

宮川水系各発電所位置図



淀川水系各発電所位置図



導水路

櫛田川水系各発電所位置図



三重ごみ固形燃料発電所位置図



6 「企業庁のあり方に関する基本的方向」（平成19年2月14日 三重県）

地方公営企業を取り巻く環境は事業を開始した時点に比べて大きく変化し、人口の減少や市町村合併の進展など様々な社会環境変化が起こっており、それらへの対応が求められている。一方、制度面では指定管理者制度や地方独立行政法人の活用など多様な主体による管理、運営の経営手法が可能となってきた。

このような動きに対応するため、企業庁においては、平成17年度に第三者機関として「企業庁の今後のあり方検討会」を設置し、平成18年3月に企業庁長に提言が行われたところである。一方、これと並行して、三重県議会においても、議長の諮問機関として「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」が設置され、同委員会の報告を踏まえ、平成18年3月に議長から知事に対し、「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」がなされたところである。

このような経緯を踏まえ、平成18年3月の「みえ経営改善プラン」において、企業庁の経営形態等将来のあるべき姿について基本的な方向を示すことを公表し、その検討のため、平成18年6月に「公営企業（企業庁）のあり方検討委員会（以下「検討委員会」と言う。）」を設置したところである。

この検討委員会に対し、県民の利益を確保するという視点に立って、補完性の原理に照らした国・地方あげての政府のスリム化等社会全体のコスト削減や危機管理上の適切な対応など、県の責務を果たすための最適な経営形態を検討していただくようお願いし、1月24日に最終報告がなされたところである。

検討委員会では、企業庁の将来のあるべき姿について「新しい時代の公」の下での「県が担う領域の判断基準」を踏まえ、県民の目線に立ってしっかりと検討され、10年後を見据えた結論をいただいたと認識している。このため、企業庁が行っている三事業の経営形態については、検討委員会の報告を尊重し、以下の方向で進めるものとする。

1 水道用水供給事業の経営形態のあり方

（1）民間的経営形態の導入

①技術管理業務の包括的な民間委託の導入

水道用水供給事業は、ライフラインの確保、危機管理面などからの公的関与の必要性、他の自治体の民間事業者の参入状況等の例から判断すると、直ちに実施主体を民間とする性格の事業ではない。

このため、公営企業形態で事業を継続することとするが、県と市町の役割分担を検討のうえ、市町への一元化が当面対象とならない地域については、更なる民間的経営形態の導入を進めることでコスト縮減を図るため、民間企業の成熟度を見極めながら、共同管理を行っている工業用水道事業と合わせて技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとする。

②指定管理者制度及び地方独立行政法人の活用

指定管理者制度や地方独立行政法人の活用については、他の自治体の例や民間事業者の参入状況等に留意しつつ効果を慎重に検証することが必要であり、将来的な検討課題とする。

(2) 市町との役割分担

1市への供給を行っている地域については、より効果的な事業運営が図れる市の水道事業への一元化を進める。ただし、市への移譲にあたっては、市側の受入体制を整える必要性や財政面の市の負担を踏まえ、移譲時期や技術面・財政面での配慮の必要性などについて市と十分協議するものとする。

2 工業用水道事業の経営形態のあり方

(1) 技術管理業務の包括的な民間委託の導入

工業用水道事業は、国土保全面、産業基盤面、地域振興面などからの公的関与の必要性、他の自治体の民間事業者の参入状況等の例から判断すると、直ちに実施主体を民間とする性格の事業ではない。

このため、公営企業形態で事業を継続することとするが、更なる民間的経営形態の導入を進めることでコスト縮減を図るため、民間企業の成熟度を見極めながら、共同管理を行っている水道用水供給事業と合わせて技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとする。

(2) 指定管理者制度及び地方独立行政法人の活用

指定管理者制度や地方独立行政法人の活用については、他の自治体の例や民間事業者の参入状況等に留意しつつ効果を慎重に検証することが必要であり、将来的な検討課題とする。

3 電気事業の経営形態のあり方

(1) 水力発電事業の民間譲渡

電気事業は、水力発電が再生可能なクリーンエネルギーであり、一定の公的関与の必要性はあるが、水力発電事業については、既に電力会社も実施しており、民間譲渡した場合でも事業の継続が期待できることから判断すると、民間譲渡が最初の選択肢となる。このため、譲渡額の精査、譲渡先の検討、譲渡方法などの検討を進め譲渡方針を整理するものとする。

(2) 水力発電事業の譲渡条件の考え方

譲渡条件としては、適正な譲渡価格の設定に加え、

- ・全ての発電所が継続して運営されること
- ・地域貢献の取組が継続されること

を条件の基本としながら、総合的な視点で検討を行う。

なお、上記の条件を満たすことが困難な場合は、再度、対応策を検討する。

(3) R D F 焼却・発電事業の今後のあり方

モデル事業として企業庁が実施しているR D F 焼却・発電事業は、水力発電事業の附帯事業である。本体事業の水力発電事業を民間譲渡する場合は、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、関係市町と事業の運営方法について協議を行うものとする。

7 企業庁の歩み

年月	電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業の関係	参考事項
昭和26年4月	・宮川総合開発事業実施のための調査を開始				5月-9電力会社発足
昭和27年4月 7月	・宮川総合開発事業に着手 ・宮川ダム建設に着手 ・宮川総合開発建設部を設置 ・長発電所の建設に着手				7月-電源開発促進法公布 8月-地方公営企業法公布
昭和28年6月	・宮川第一発電所の建設に着手				
昭和29年1月 4月 6月	・長発電所の営業運転開始 ・電気事業に地方公営企業法の財務規定を適用 ・宮川第二発電所の建設に着手				
昭和30年3月	・宮川ダム定礎式				
昭和31年4月 7月	・土木部に企業準備室を設置 ・電気局設置 ・電気事業に地方公営企業法を適用				6月-工業用水法公布
昭和32年4月 5月	・宮川第一発電所の営業運転を開始 ・宮川ダム竣工				6月-水道法公布
昭和33年1月 7月	・宮川第二発電所営業運転を開始 ・宮川第三発電所の建設に着手				4月-工業用水道事業法公布 10月-日本工業用水協会設立
昭和36年4月 12月		・工業用水道事業に地方公営企業法を適用 ・四日市工業用水道、北伊勢工業用水道第一期事業、及び建設中の第二期事業を土木部から引き継ぐ ・松阪工業水道事業の建設に着手		・電気局を企業庁に改組 (組織…本庁6課、出先6機関)	11月-水源開発促進法公布 11月-水源開発公団法公布
昭和37年3月 5月	・宮川第三発電所の営業運転を開始				
昭和38年4月 10月		・北伊勢工業用水道第二期事業の一部給水を開始 ・北伊勢工業用水道第三期事業の建設に着手 ・松阪工業用水道事業の給水を開始			
昭和39年3月	・三瀬谷ダム及び三瀬谷発電所の建設に着手				5月-工業用水法の一部改正 5月-水資源開発公団が発足
昭和40年1月 3月		・伊坂ダム定礎式			
昭和40年4月		・南伊勢工業用水道事業の建設に着手 ・北伊勢工業用水道第二期事業の給水を開始			
昭和41年11月 12月		・伊坂ダム貯水開始			
昭和42年1月 4月 5月	・長発電所を無人化 ・三瀬谷ダム竣工、三瀬谷発電所の営業運転を開始	・松阪工業用水道第一期拡張事業の建設に着手 ・松阪工業用水道第一期拡張事業の給水を開始		・有料道路事業に地方公営企業法を適用 ・長島有料道路事業を土木部から引き継ぎ、建設に着手 ・営業中の北伊勢有料道路事業を土木部から引き継ぐ	

年月	電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業の関係	参考事項
昭和43年3月 4月	・青蓮寺発電所の建設に着手 ・電気料金（長、宮一、宮二）を改定		・雲出川総合開発君ヶ野ダム建設事業を土木部から受託 ・中勢水道用水供給事業の建設に着手		
8月 10月		・北伊勢工業用水道第三期事業の一部給水を開始		・長島有料道路の営業を開始	
11月			・志摩水道用水供給事業の一部（大王町、磯部町、浜島町、阿児町）給水を開始		
昭和44年3月 4月 6月 9月	・宮川第一発電所を無人化	・北伊勢工業水道第三期事業の給水を開始 ・中伊勢工業用水道事業の建設に着手	・志摩水道用水供給事業の一部（志摩町）給水を開始		・鈴鹿公園有料道路の建設に着手
昭和45年4月 6月 10月 11月 12月	・青蓮寺発電所の営業運転開始	・北伊勢工業用水道第四期事業の建設に着手 ・松阪工業用水道第二期拡張工事の建設に着手 ・上野工業用水道事業の建設に着手	・本庁に水道課を設置		・志摩開発有料道路（第一期事業）の建設に着手
昭和46年4月 5月 6月 8月 12月	・電気料金（宮三）を改定	・中伊勢工業用水道事業の一部（津市）給水を開始	・志摩水道用水供給事業の給水を開始 ・中勢水道用水供給事業の一部（津市、久居市）給水を開始 ・北勢水道用水供給事業の建設に着手		・土地開発事業に地方公営企業法を適用 ・青山高原保健休養地の建設に着手
昭和47年1月 3月 4月 8月 11月 12月		・松阪工業用水道第二期拡張事業の給水を開始 ・松阪工業用水道の料金改定	・雲出川総合開発事業の君ヶ野ダム竣工 ・中勢水道用水供給事業の一部（嬉野町）給水開始		・青山高原有料道路事業の建設に着手 ・鈴鹿公園有料道路の営業を開始 ・白山八対野土地造成事業の建設に着手 ・志摩開発有料道路（第二期事業）の建設に着手
昭和48年4月 8月 10月 11月			・中勢水道用水供給事業の一部（一志町）給水を開始 ・志摩水道用水拡張事業の建設に着手		・志摩開発有料道路（第一期事業）の営業を開始 ・北伊勢有料道路を無料開放
昭和49年6月 9月	・北伊勢工業用水道の野代導水所を無人化 ・松阪工業用水道事業の新屋敷取水所を無人化				10月 オイルショック始まる ・県道路公社の設立に伴い、鈴鹿公園有料道路及び志摩開発有料道路事業（第一期事業）を移管 ・長島有料道路を無料開放 ・青山高原保健休養地の第1回分譲会を開催

年 月	電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業の関係	参考事項
昭和50年 4月	・料金改定 ・全発電所を統合	・料金改定	・料金改定 ・志摩水道用水拡張事業の一部（磯部町、阿児町、大王町、浜島町）給水を開始 ・中勢水道用水拡張事業の建設に着手 ・中勢水道用水供給事業の給水を開始		
5月					
6月					
10月		・北伊勢工業用水道事業の安永取水所、川越取水所を無人化		・青山高原有料道路を竣工、事業を三重県道路公社へ移管	
昭和51年 3月	・宮川揚水発電の調査結果まとまる				
4月			・志摩水道用水拡張事業の給水を開始		
7月				・志摩開発有料道路（第二期事業）を竣工、事業を三重県道路公社へ移管	
12月				・「三重県公営企業の設置等に関する条例」を一部改正、有料道路事業を削除	
昭和52年 3月		・北伊勢工業用水道第4期事業の一部（四日市市、楠町）給水開始 ・上野工業用水道事業を廃止	・北勢水道用水供給事業の一部（長島町）給水を開始		
4月			・北勢水道用水供給事業の一部（木曽岬町）給水を開始 ・南勢水道用水供給事業の建設に着手		
5月			・北勢水道用水供給事業の一部（川越町、朝日町）給水を開始		
6月			・北勢水道用水供給事業の一部（四日市市）給水を開始		
昭和53年 1月			・中勢水道用水拡張事業の一部（白山町）給水を開始 ・北勢水道用水供給事業の一部（桑名市、鈴鹿市）給水を開始		
4月	・宮川第三発電所を無人化 ・料金改定	・料金改定			
昭和54年 3月				・白山八対野土地を日生学園へ売却 ・白山八対野土地造成事業を廃止 ・本庁の経理課を廃止し、経営企画室を設置	
4月		・北伊勢工業用水道第4期事業の一部（鈴鹿市）給水を開始	・北勢水道用水供給事業の一部（楠町）給水を開始		
昭和55年 4月			・中勢水道用水供給事業の一部（三雲町）給水を開始		
昭和56年 4月	・料金改定（一部従量制導入）	・料金改定	・料金改定 ・中勢水道用水拡張事業の給水を開始		
11月	・大和谷発電所の建設計画が、電源開発調整審議会に於いて議を経て決定				
昭和57年 2月				・企業庁設置20周年記念式典を挙行し、「企業庁20年史」を刊行	
4月	・土木課分室を設置（大和谷発電所の建設のため設置）	・北伊勢工業用水道の千本松原取水所の無人化			
7月	・蓮発電所の建設計画が、電源開発調整審議会に於いて議を経て決定				
昭和58年 4月	・土木課分室を廃止し、大和谷、蓮発電所建設事務所を設置 ・料金改定				58年3月 木曽川用水完成

年月	電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業の関係	参考事項
昭和59年4月 8月		・料金改定		・職員福利厚生施設「いなづま会館」開館	
12月		・多度工業用水道事業に着手		・「長期経営ビジョン」を策定	
昭和60年3月 4月	・料金改定		・料金改定 ・南勢水道用水供給事業の暫定（鳥羽市、二見町）給水を開始	・「長期経営ビジョン」に基づく第一次推進計画を策定	
6月	・大和谷発電所の営業運転開始			・企画開発課を設置	
11月				・「長期経営ビジョン」に基づく第二次推進計画を策定	
昭和61年4月		・多度工業用水道事業の一部給水を開始			
昭和62年4月 5月	・料金改定	・料金改定	・南勢水道用水供給事業の一部（明和町）給水を開始 ・南勢水道用水供給事業の一部（伊勢市、松阪市、鳥羽市、飯南町、二見町、小俣町、度会町）給水を開始		
7月					
昭和63年3月 4月			・北勢水道用水拡張事業の建設に着手 ・北勢水道事務所水沢建設所を設置 ・南勢水道用水供給事業の一部（玉城町）給水を開始	・青山高原保健休養地の分譲を終了 ・土地開発事業を廃止	
平成元年3月 4月	・料金改定				4月 消費税施行
12月			・南勢志摩水道用水供給事業（志摩系拡張）の建設に着手 ・南勢志摩水道用水供給事業の一部（勢和村）給水を開始		
平成2年4月	・蓮発電所の一部営業運転を開始		・料金改定		
平成3年3月 4月	・蓮発電所の営業運転を開始 ・料金改定	・工業用水道条例の全部改定 ・料金改定	・北勢水道用水供給事業（三重用水系）の一部（四日市市、菰野町）給水を開始 ・南勢志摩水道用水供給事業（南勢系）の一部（多気町）給水を開始 ・北勢水道用水供給事業の料金を、木曽川用水系と三重用水系の二本立てに設定		
11月 12月	・青田発電所の建設計画が、電源開発調整審議会において議を経て決定			・「企業庁30年の歩み」を発刊	
平成4年4月	・青田発電所建設事務所を設置		・南勢志摩水道用水供給事業（志摩系拡張）の一部給水を開始		
平成5年4月	・料金改定	・料金改定	・中勢水道拡張建設室を設置		
平成6年3月 4月			・北勢水道用水供給事業（三重用水）の一部（鈴鹿市）給水を開始 ・中勢水道拡張建設事務所を設置		

年 月	電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業の関係	参考事項
平成 6 年12月	・比奈知発電所の建設計画が、電源開発調整審議会において議を経て決定				
平成 7 年 3 月 4 月	・比奈知発電所を追加するための「三重県公営企業の設置等に関する条例」の改定 ・料金改定		・料金改定	・総務課と企画開発課を統合し企業管理課とその課内室である経営企画室を設置	
10月	・青田発電所の営業運転を開始	・北伊勢工業用水道沢地浄水場を無人化			
平成 8 年 4 月		・北勢水道事務所「配水管理センター」を設置	・北勢水道用水供給事業（三重用水系）の給水開始 ・南勢志摩用水供給事業の給水を開始		
平成 9 年 4 月	・三瀬谷発電所、施設改良に伴い最大出力を改定 ・料金改定	・消費税改正に伴う工業用水道料金改定	・消費税改正に伴う水道料金改定		・平成 9 年 4 月 消費税率を 3 %から 5 %に
平成10年 4 月 7 月 8 月			・北中勢水道用水供給事業（中勢系、長良川水系）の一部（津市、久居市、一志町、嬉野町、白山町、三雲町、河芸町、芸濃町、安濃町、美里村）給水を開始 ・北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）の建設に着手	・「企業庁長期総合計画」を策定	
12月	・比奈知発電所の営業運転を開始				
平成11年 1 月 4 月	・RDF関連施設の都市計画決定 ・料金改定		・伊賀水道用水供給事業の建設に着手 ・北勢水道拡張建設事務所を設置 ・料金改定 ・伊賀水道建設事務所を設置	・経営企画室を企画経営グループに改変 ・工業用水道課と水道課を統合し都市用水課を設置	
平成12年 4 月		・料金改定			
平成13年 4 月	・料金改定		・北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川系）の一部（木曾岬町、長島町、朝日町、川越町、楠町）給水を開始		
平成14年 4 月	・制御所を三瀬谷発電管理事務所へ統合				
平成14年12月	・三重ごみ 固形燃料（RDF）発電所の運転を開始	・北伊勢工業用水道改築事業再評価		・企業監理課、都市用水課、電気課を経営資産チーム、政策企画チーム、水道チーム、工業用水道チーム、電気チームに改変	
平成15年 4 月	・料金改定				
平成15年 8 月 10月	・三重ごみ 固形燃料（RDF）発電所貯蔵槽爆発事故		・北中勢水道用水供給事業（北勢系第 2 拡張事業）再評価	・水道・工業用水道事業経営チーム、電気事業経営チーム、経営品質管理チーム、整備推進チーム、整備・改革プロジェクトチームに改変	

年 月	電気事業関係	工業用水道事業関係	水道事業関係	組織、その他事業の関係	参考事項
平成16年 1月			・伊賀水道用水供給事業再評価		
3月	・三重ごみ 固形燃料（RDF）発電所の試運転等を開始				
4月		・北勢水道事務所管内水道2浄水場と工水4浄水場の計6浄水場を同事務所から遠方監視制御運転開始		・企業総務室、経営管理室、都市用水室、電気事業室、特定事業室に改変	
9月	・三重ごみ 固形燃料（RDF）発電所の運転再開				
平成17年 4月	・料金改定		・料金改定	・企業総務室、経営管理室、水道事業室、工業用水道事業室、電気事業室に改変	
平成18年 4月	・宮川ダム維持放流発電開始	・料金改定			
平成19年 4月	・料金改定				

平成19年度
事業概要「水の恵み」

平成19年6月発行

三重県企業庁

〒514-8570 津市広明町13
電話 (059)224-2822

編集 企業総務室企画グループ

表紙写真 中央：多気浄水場 施設見学
左上：宮川第二発電所
右下：天白川共同水管橋



クリーンな水と電気をお届けする
三重県企業庁